

ユビキタス社会における 「民主主義システム」

新たなマス・メディアの位置づけに向けて

上 出 浩

はじめに：本稿の対象と視座

第1章 「ユビキタス社会」の到来とその性質

第2章 「ユビキタス社会」に現れる主体

第3章 情報及びメディアの氾濫と民主主義システム

第1節 「サイバー・スペース」への期待

第2節 情報の氾濫と民主主義システム

第3節 サンスティンの「Madisonian モデル」

第4章 コミュニティとコモンの創造者としてのマス・メディア

第1節 「ユビキタス社会」とコミュニティ

第2節 New Middleman の登場と情報の仲介

第3節 新しい「マス・メディア」構成

まとめにかえて：今後の課題と若干の視点

はじめに：本稿の対象と視座

情報及び通信技術の急速な進展に伴い出現し発展し続けるコンピュータを中核とするネットワーク上では、この瞬間にも、それまでには想像もできなかったスピードと広がりをもって、無数の有意味や無意味が絶えることなくシームレスに飛び交い続けている。そこでは、様々なコミュニケーションが、あるいはデータ通信が、それまでに存在した多くの「障害」を乗り越え、様々な形態と内容をもって行われており、そこから新しいコミュニティや新しいライフ・スタイルも発生し続けている。これらのネットワークは、いわゆる「パソコン」と「インターネット」の世界を超えて、

携帯電話に代表されるモバイル、デジタル・テレビに代表される家電などへとそのネットワークを広げ、我々の社会あるいは生活に、深くそして緊密に浸透しつつある。本稿は、このように我々の社会や生活に偏在し、深く根付きつつある「ユビキタス社会」本稿ではユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワークング、そしてこれらがもたらすシステムやその広がりをごこう呼ぶこととする¹⁾の到来によってもたらされる様々な変化を、「民主主義システム」論に反映させ²⁾、組み込もうとするものである。

この非常に魅力的な技術の作り上げる「ユビキタス社会」及びそこでの諸活動は、これからも、限りなく広くそして深く押し広げられていくと思われ、様々な分野や理論的枠組みを超える根本的な問題を提起しつつある。本稿においては、「民主主義システム」論への提言をするにあたり、私の能力もあり、以下の限定と方向づけをし、「ユビキタス社会」の到来を評価することとする。

まず、「ユビキタス社会」を「民主主義システム」の観点から特に検討するのは、一つには技術、それを利用する政府(法・制度)とビジネス(商業)による影響やその問題性は多く論じられており、「民主主義システム」を論じる技術論的な基礎がある程度できあがってきていること³⁾、二つには当初いわゆる「インターネット」が諦められていた直接民主制を、あるいはそれに代わる新たな参加型の自由で効率的な「民主主義システム」を提供するとされたこと⁴⁾、三つにはこの社会を基礎づける技術の浸透がユーザのクリックあるいは選択に基づくものであり⁵⁾、しかもこれがある種「民主制」と結びついているような観があるからである。

次に、本稿で言う「民主主義システム」とは、統治制度を視野に入れた社会全体にわたる意思形成・意思反映システムである。従って「ユビキタス社会」及びそこでの諸活動、諸機能のうち、特に「民主主義システム」に肝要であると思われるコミュニケーション、そしてそこから生まれるコミュニティに焦点を当てることとする。

ところで、「民主主義システム」との関連でコミュニケーションを論じる場合、新聞や放送などのメディアは、従来、情報及び議論の「場」を提供する装置として、一種の道具として捉えられ立論されてきた。本稿では、ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワーキングの提供する「ユビキタス社会」ないしその装置は、「民主主義システム」との関連で見ると、やはりメディア=媒体として見ることができ、それ自体を一種の道具として捉えることができるという立場から出発する。また、「民主主義システム」との関わりを論じるのであるから、取り上げるのは、この空間全てではなく、様々な広がり視野に入れながらも、まずは「民主主義システム」論の視点からの考察に必要な範囲で、不特定多数への情報の伝達を含めた人と人とのコミュニケーションに焦点を当てる⁶⁾。

以上の限定のもと「ユビキタス社会」の検討を始めるが、「ユビキタス社会」の到来の意味するような新しい社会現象あるいは状況を評価し、これを体系的な理論構造へと反映させ組み込もうとする場合、抽象的な「空間」論を展開するだけでは足りず、検討はより具体的に、装置、主体、諸活動及び諸現象、そして制度に及ばなければならない。本稿においてはこの要請に基づいて、第一に、(1) この新しいメディア=装置の特性を捉え(第1章)⁷⁾、次に「民主主義」との関連で(2) そこに現れる主体の抽出及び性格付けを行い(第2章)、(3) 装置と主体が相乗してもたらす諸現象を評価する(第3章)。第二に、(4) これらの状況が「民主主義システム」との関連でコミュニティにいかなる影響を与えるかを検討し(第4章第1節)、ここにおけるマス・メディアの役割とその変化を評価する(第4章第2節、第3節)。第三に、これらの作業を通じて、「民主主義システム」を機能させるための条件は何かを探り、形成途上である制度設計に向けての基本的視座を据える基盤としようとするものである。

第1章 「ユビキタス社会」の到来とその性質

(1) 自由な「仮想空間」への期待

ここで検討対象とする「ユビキタス社会」は、一般に、いわゆるホーム・ページや BBS 等のサービスを提供する狭い意味での「インターネット」に限らず、デジタル技術と TCP/IP 技術が中心的な役割を果たし、新旧様々なメディアを通して展開される多種多様なコミュニケーション及びデータ通信の作り上げる世界である。これらには、パソコンに代表されるコンピュータ・ネットワークだけでなく、日本が先進的な役割を果たしている携帯電話などのいわゆるモバイル、そしてデジタル・テレビ、「インターネット」に接続される家電などのいわゆるデジタル家電などを含み、またこれに限るものではない⁸⁾。身の回りのあらゆる場面において常にコンピュータが日常生活を支え、あるいは監視するいわゆるユビキタス・コンピューティング、またそれらがネットワークを通して常に相互に情報をやりとりするいわゆるユビキタス・ネットワーキングの世界である⁹⁾。

当初、個個人へのインターフェイス機能を果たすパーソナル・コンピュータは、世界中に張り巡らされた「管理されない」ネットワーク(いわゆる狭義の「インターネット」)によって¹⁰⁾、地理的な障害を乗り越え、その速度において、時間的な障害をも乗り越え、いわゆるリアル・タイムにコミュニケーションを図ることができることを可能とし、従来憲法学が所与としてきた「国家」の枠組みを破壊しあるいは飛び越え、新たな地平を作り上げる可能性をもたらしたとされた。そしてここでは、その「管理されない」という性質が強調され、あるいは「管理できない」と主張された¹¹⁾。また、その匿名性において、ネットワーク上では別人格を作り「生きる」ことができ、ここに至って個人は、従来所与とされてきた、身体との不可分性からくる様々な属性から解放され¹²⁾、解放されたユーザがコミュニケートする情報も、バラバラに運ばれる細かなデータのパッケージ、

すなわちパケットに分解され、経路不確定で内容中立的な TCP/IP という通信規則群（プロトコル）に流し込まれ伝達されることにより、一方では特定を拒み、他方で内容の秘密を守ると考えられた。更には技術発展に伴いその様相も不断に変化し続けるため¹³⁾、またそこでの諸活動を提供する「場」としての「仮想空間」とのイメージとも相まって、その将来像はるか、現在の性格を規定することすら困難で、自由をよりよく実現する「仮想空間」「サイバー・スペース」ができあがったと期待された¹⁴⁾。

このように、どこか違うところに、現実の世界（Real World）から、少なくとも既存の権力がかなり入り込みにくいという意味で、独立した「世界」あるいは「空間」ができあがり、我々はそこで自由に、真に自由に自己を実現し、生きることができると期待されるに至ったのである¹⁵⁾。「国民国家」を解消し、統一的な人格による自律的な個人観を相対化させ、加速度的な変化を遂げる技術の産物である変幻自在の流転する「サイバー・スペース」の出現は、その根本から憲法学のあるいは憲法の根底を、解放に向けて揺るがしたかに見えた。

(2) コントロールへの発展と「ユビキタス社会」

しかし今日、第2世代を代表する二人の論者、アンドリュー・シャピロ（Andrew Shapiro）やローレンス・レッシング（Lawrence Lessig）が特に強調するように、これらのネットワークは、コントロールの道具へと徐々に変貌を遂げつつある¹⁶⁾。レッシングが言うように、「インターネット」の所与の「自由」や「諸価値」、そしてそれらが担保していた「創造性」が、一般ユーザには見えない形で、それどころか一般ユーザには便利な機能の提供という形で、失われていく状況にある。一時の楽観的な見方はますますできなくなりつつあるのである¹⁷⁾。

ことさら、家電及びモバイル文化の進んだ日本においては、これらの装置が、日常生活で遭遇するあらゆるものに組み込まれ、組み込まれた装置がネットワークで接続されつつあり¹⁸⁾、また、携帯電話などの常に持ち歩

くインターフェイスと通信を行うことにより、常にこれらの装置が身の回りに存在し(ユビキタス・コンピューティング)、常にこれらが通信を合い、あるいはネットワークや装置にアクセス可能である(ユビキタス・ネットワーキング)環境が整備されつつある¹⁹⁾。問題は、ユーザーの感覚とは裏腹に、これらがコントロールを前提としたシステムであり、ユーザーは身近であるだけに警戒心が薄いことである²⁰⁾。

この様に、当初の「サイバー・スペース」への楽観的な評価が、単にその夢が崩れつつあるという悲観的な見方へと転向を余儀なくされつつあるというだけではなく、「ユビキタス社会」においては、実は、レシグによれば、政府と共同したビジネスによって、旧来の諸権力が今まで以上に、コントロールの技術を支配し、これを駆使することにより我々市民ユーザーを縛り、「公」の領域だけでなく、「私」の日常生活に深く入り込み、我々をコントロールできる可能性が大きくなってきているのである²¹⁾。しかも、前述のようにこれらは、便利なサービスとして、オートマティックなサービスの提供としてこれらの装置に組み込まれ提供される。何が行われているかは、よほど意識しなければ、あるいは知識や技術がなければ見えない形で組み込まれていくのである²²⁾。ここに至って、プライバシーやフェア・ユースなど、既存憲法あるいは憲法学が保障してきた諸権利、諸自由そして諸価値まで危うくなりつつあるのである。そして、当初の期待の余波が、急速な技術発展に伴う急激な変化に迅速かつ冷静に対応することを妨げているようにも思われる。

(3) 「ユビキタス社会」の歴史

「ユビキタス社会」における人と人とのコミュニケーションの考察に当たっては、その性格を大まかにとらえておくことが必要であるが、根本を知るために、多くの論者がするように、このメディアの素性を知っておくことが役立つのでここでごく簡単に触れておく²³⁾。

「はじめに：本稿の対象と視座」でも見たように、現在、ユビキタス・

コンピューティング及びユビキタス・ネットワークが提供する「ユビキタス社会」におけるネットワーク領域において中心的な役割を果たしているのは、TCP/IP と呼ばれるプロトコル群であり、これを基礎とした広い意味でのいわゆる「インターネット」である。「インターネット」への端緒は、1960年代後半、アメリカにおいて、ARPA ネットとして知られるコンピュータ・ネットワークの研究プロジェクト遂行過程にあるとされる。このプロジェクト自体が、高等研究の一環としてコンピュータ・サイエンスを研究するものであり、コンピュータ・サイエンティストだけのための当然に閉じられたものであった²⁴⁾。このネットワークがひとたび構築されると、その利用可能性の広いことが認識され、1970年代後半から1980年代前半にかけて軍事関連部門を切り離すとともに、USENET など民間ネットワークとの相互接続を行い、主に大学の工学系研究者向けに開かれていくようになった。1980年代後半には、全米科学財団のイニシアティブによる NSF ネットワークにより ARPA ネットは吸収・廃止され、コンピュサーブなど民間パソコンネットなどとの相互接続が行われ、工学系のみならず様々な研究者への利用へと開かれていった。その後更に徐々に民間との相互接続が行われ、NSF ネットの民間移管に伴い、1995年に一般市民へも開かれた、開放された環境ができあがった²⁵⁾。この後は我々もよく知っているように、ある意味で国境のない世界中を覆い尽くす大きく開かれたネットワークへと発展してきた。

この経緯からも読みとれるように、現在は広く開かれたネットワークである「インターネット」も、当初は非常に限定され閉ざされたネットワークであったのであり、このことが「インターネット」及び「インターネット」が中心的な役割を担っている「ユビキタス社会」の性格を見定める上で、特にその設計とユーザの性質を評価する上で、重要な意味を持っているのである。

(4) 「ユビキタス社会」を支える技術と技術依存性

「ユビキタス社会」の性質を論じる上でもう一つ重要な点は、これを構成する装置が技術によって作り上げられているということである。「サイバー・スペース」論者として名高いスタンフォード・ロー・スクールのローレンス・レッシング教授がその著書『Code』において強調し、そして『The Feature of Ideas』においてその危険性を論じた大きな要素の一つがこのことであった²⁶⁾。

「ユビキタス社会」の装置を形作る主要な構成要素は、モバイル等を含むコンピュータとそれを結ぶネットワークであるが、言うまでもなく両者はハードウェアと呼ばれる物理的機械に、ソフトウェアと呼ばれる一連の指示・命令を組み込み動作させる。従って、ハードウェア及びソフトウェアをどのように設計するかによって、その装置がどのように動作するかが決まってしまうのである。この設計により、コンピュータとネットワークの動作が決定され、従って、これらによって構成されているユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワークの装置としての機能、ひいては、これだけでは全て決定されるわけではないが、これらが作り上げる「ユビキタス社会」における人々の振る舞いまでをある程度規定するというのである²⁷⁾。

なるほど我々がいわゆる「インターネット」上でショッピングを楽しむのも、システムがこれを可能にするように作られているからであり、メールを送ることができるのもそのようなシステムが構築されているからである。更に、例えばいわゆるホーム・ページ上で表現をする場合、文字だけではなく画像を使用することができ、またある程度インタラクティブな動画及び音声を用いることができるので、単なる文字だけの表現ではなく、視覚・聴覚効果を用いた自己表現が可能となっている。

「ユビキタス社会」の性質がある程度その設計により定められると認められるならば、レッシングが再三用いる「層構造」を見ておかなければならない²⁸⁾。これは、いわゆる「インターネット」を念頭に置き成り立ちを分析

し、性格づけたものである。すなわち「インターネット」においては、最も基本的かつ単純な情報交換方式を規定する TCP/IP と呼ばれる規則群（プロトコル）しかもこれは内容中立的であるを基盤とし、必要に応じ、その上に必要なサービスを提供する規則群（プロトコル）を層のように重ねていくことによって、様々な機能が提供されている。つまり特に「インターネット」の諸機能を提供するソフトウェア部分では、基本的に単純な機能を実現する一連の指示・命令（TCP/IP）を基盤に、応用的で複雑な機能を実現する一連の指示・命令（上位プロトコル）が重層的に階層化されて組み込まれていくことになる。従って、既存の応用的階層の指示・命令の規則群を置き換えれば、あるいは新しい規則群を付加すれば、今までにない別の機能サービスを提供したり、またその提供を停止したりすることができるのである²⁹⁾。

そうであるとすれば、ここでもまた、この規則群（プロトコル）の設計及び選択が「ユビキタス社会」の性質やそこでの人々の振る舞いのある程度定めることになることとなる。技術により構築された「ユビキタス社会」においては、総じてその技術の設計及び選択が大きな役割を果たすということは言えるであろう³⁰⁾。従って、ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワーキング、そしてこれらが構成する「ユビキタス社会」は、完成した固定的な存在ではなく、提供される諸技術によって新しい機能が提案され、これが選択されることによってその性質さえも変更される可能性を秘めつつ不断に発展し続けているものであることを常に意識し、議論を進めなければならないのである。そこでは、誰が新技術を提供し、誰がその技術を選択するのが問題にされなければならない³¹⁾。

「民主主義システム」との関連では、この作り上げられた社会は技術に規定されるが故に、技術及びその普及が、情報の伝達及びコミュニケーションの可能性、量、態様のみを規定するのではないことに注意しなければならない。即ち、よく言われるように、フィルター技術によって情報の自由な流れが阻害されるだけでなく、匿名での発言をどの程度システムが

許すか、また、匿名性を様々な手法でどこまで覆することができるか、更に、例えばそのフォーラムに、一般ユーザとは異なる権限を持ち、任意の発言を削除できるユーザを設定できるシステムを作り上げるか、などシステムの設計により自ずと表現や発言の内容や質をも規定する可能性があることを理解しなければならない。言うまでもなく、そこで行われる討論やそこで形成されるコミュニティの性格をも規定する可能性もある。特に、Web ページでの選挙活動や、電子投票システムの是非は、その表現態様の可能性により左右され³²⁾、投票者の同定、システムの安定性、「盗聴」や改ざんを防ぐ暗号技術の信頼性などが十分検討されなければならない、ユーザ・インターフェイスのデザインとも関わりながら³³⁾、多く技術に依存している。「ユビキタス社会」の装置を超えて、この社会で実現できる「制度」自体が、そして体現できる価値が技術に依存していることになる³⁴⁾。

更に根元的には、匿名性やその表現態様の可能性、アクセスへの障害などが、別人格を装いこれを活用するというだけでなく、現実の世界と身体において結びつけられているが故に³⁵⁾、「民主主義システム」の主体として、その全体の人格形成に大きな影響を与えることは、容易に推測できる³⁶⁾。

(5) 現 状

「ユビキタス社会」の性格を踏まえた上で、ここにおける「民主主義システム」へと議論を進める前に、前述「(2)コントロールへの発展と『ユビキタス社会』」でも見たが、本稿の依拠する、現在における「ユビキタス社会」の技術的状况を把握し、将来を展望するための足がかりを得なければならない。ここでは、特徴的な機能とメディア状況を概観しておく。

ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワーキングにおいて最も利用されており期待されている機能あるいはサービスはおそらく、いわゆる「インターネット」上の HTTP と HTML 及び関連プロトコ

ル群であろう³⁷⁾。もちろんこれも TCP/IP を基礎とする技術であるが、これらを用いると、いわゆる Web ページをシームレスに閲覧し、リンクをたどり(ネット・サーフィンとも呼ばれる)情報を得、そこで提供されている BBS やチャット、掲示板というサービスを利用して、文字及び静止画ベースのコミュニケーションを計ることができる。パソコンの操作にそれほど詳しくない者達でも気軽にマウスのクリック一つで様々な Web ページにアクセスでき、利用できるリソースがネットワーク上にあふれている。更に重要なことに、ユーザは、比較的簡単に Web ページを作成し、全世界に向けて、メッセージを発信することができるようになり、更にネットワーク上のリソースを増加させることとなった。このプロトコル及び HTML の登場により、提供できるコンテンツ(内容)が爆発的に増大し、ユーザ層が押し広げられることとなり、「サイバー・スペース」として意識されたものを、急速に大きな広がりを持つ「世界」にしていった。現在においては、JavaScript や Flash などのプラグ・インと呼ばれるいくつかの付加機能の利用が一般的となり、静止画及び文字のみの Web ページだけでなく、動画や音声、動きを取り入れた動的な Web ページが増加し、より魅力的で表現範囲が広く、インタラクティブに動くものとなっている。そしてそこには、前述のような固定的な表現を提供するだけでなく、チャットルームや BBS を設置することができ、様々なコミュニケーションを行う機会(場)を与えることができるのである。更には、その他の機能との組み合わせにより「インターネット・ショッピング」や「インターネット」による「オークション」のような一歩進んだインタラクティブな経済的コミュニケーションをも提供される。ここにおいては HTTPS などに見られるように暗号化技術により、通信途中における「盗み見」や「盗聴」に対処し、いわゆる「インターネット・ショッピング」などに、利便性と安全・確実性が提供される。

Web サービスは、当初パーソナル・コンピュータ用のものであったが、携帯電話の多機能化によって、表示できる情報は限られてはいるものの、

携帯電話でも Web ページへのアクセスが可能となっている。更には、携帯電話用の Web ページなどが多数存在し、着信メロディなどの購入及びダウンロードだけでなく、様々なチケット予約、バスの接近表示など、多様なモバイル・コンテンツが提供されており、通信回線の高速化、端末の表示機能の向上、デジタル・カメラなど端末の多機能化などによりオークションなどがこれに加わりつつある³⁸⁾。

「民主主義システム」あるいは市民の意思形成の観点から見ると、Web ページを用いた選挙活動の是非を考えた³⁹⁾、ユーザ数と、低廉なコスト、アクセスの容易さ、その表現の多様さなどにより大きな効果があると考えられ、利用の是非、形態、規制を含め、綿密な考察が必要ではあるが、一定の枠組の中で、他の方法との併用を保障した上で認められるべきであろう。

次に、歴史的にも古い E-Mail や、これに関連するメーリング・リスト、またインスタント・メッセージなどのサービスが日常的なコミュニケーション手段として用いられている。これらは、通信及び意思疎通、あるいはある程度限定された範囲での表現を含み、基本的には 1 対 1 の関係あるいは特定の者同士で行われ、通常緊密であり、意思形成やコミュニティの形成・維持などに大きな役割を果たしていると考えられる。特に日本においては、携帯電話により携帯電話同士でのメールのやりとりに加え、E-mail の利用が可能となっている。通常の電子メールと異なり、携帯電話を用いたメールの送受信では、ある程度の即時性があることもあり、日常的にいつでもどこでも気軽にメッセージのやりとりができるようになっている。携帯電話による Web アクセスの提供と共に、ユビキタス・コンピューティングの一角を占めている。

また、ストリーミング技術を用いた動画の配信などが、回線の高速化に伴い実現し、VOD (Video on Demand) など、新たな機能をも提供する「放送」型サービスの利用も行われ、普及しつつある。例えば、ニュース配信などは、従来型の「放送」に加え、あるいは代わって、情報の提供機能を効率よく果たすことも期待されており、民主主義システムの観点から

も重要である。ここでも携帯電話へのニュース配信などは、その表現態様には限界があるものの、最も身近なメディアへの情報提供であることから、民主主義システムの一翼を担うものとして注目される。

さらに、回線のブロード・バンド化は、IP 電話を可能とし、コモンキャリアたる既存電話回線を通さない、いわゆる「インターネット」を介した電話が普及しつつある。これにテレビ電話機能加わるのも時間の問題であると思われる。オープンな回線上の秘密で緊密なコミュニケーションの手段として、従って議論を行いコミュニティを形成するメディアとして注目される一方、コモンキャリアの意味が再検討なされなければならない⁴⁰⁾。

近年注目を浴び、著作権との関わりで大きな問題となっているのが、P2P と呼ばれる技術を用いたデータ交換サービスである。この技術を用いると、同じサービスに加入している他のユーザと、簡単にデジタル・データを交換することができる。回線の高速化に伴い、このサービスを通して違法にコピーされた音楽CDのデータ、DVDソフトのデータ、パソコン・ソフトのデータあるいは違法な静止画、動画データなどが頻繁に交換され、これらに設定されている著作権を侵害するに至っている⁴¹⁾。この技術の特徴は、それまでの技術では、誰かに管理されているサーバと呼ばれるコンピュータ上にデータをおいておくことが必要であり、このサーバのサービスを用いなければデータをやりとりすることができなかったのに対し、P2P技術は、ネットワーク上に接続されているユーザのパソコン同士で、「直接」にデータをやりとりすることができる場所にある。従って、管理されている外部のサーバによるのではなく、個人が自由にこのサービスを提供し、あるいは享受することができ、また、そのやりとりの実態は、暗号化技術の利用とも相まって、非常に掴みにくい、あるいは掴みにくく設計されている⁴²⁾。ここでは、未だコントロールからの逃避が行われているとも言え、民主主義システム論との関係では、拘束されないが故に無責任な議論の土壌として、あるいは、表に出せない資料の交換の手段として、あるいはエマーソン (Emerson) の言う、社会の安全弁として

の機能⁴³⁾を見いだすことも可能かもしれない。

以上見てきたように、特に日本においては、「サイバー・スペース」という言葉から直接想起するパーソナル・コンピュータといわゆる「インターネット」の利用のみならず、携帯電話を中心とした、いわゆるモバイルに関するサービスが広く普及しており、ユビキタス・ネットワーキングを実現し、種々のコミュニケーションにおいてデジタル家電と共に中心的役割を果たしつつある。携帯電話は現在、次世代携帯電話（いわゆる G 3 = 第三世代）への過渡期ではあるが、前述のように、通話は勿論、「インターネット」を含めたメール、Web アクセス、静止画・動画の交換、デジタル・カメラ、GPS 機能、これらを通じたチケット予約、ネット・バンキングなど、手のひらサイズにあまりある機能、サービスが提供されており、さらに TV 電話、動画配信、インタラクティブ・ゲームなどが次々と実現しつつある。これらの機能は、通話を含めデジタル技術あるいはコンピュータの技術をベースにしており、小さな多機能ネットワーク端末の様相を呈している。しかも、モバイルの性質上、常に身につけており、ほとんどリアル・タイムで情報の交換・サービスの享受ができることが特徴で、若い世代にとっては最も身近でかつ最も利用するメディアとなると思われる。従って、ここでの情報提供、コミュニティの形成・維持、意思疎通やそこで生まれる文化は、今後の民主主義システムにとって非常に重要なものとなると思われる。

次に、「ユビキタス社会」においては、TV のデジタル化などを含む、いわゆる情報家電あるいはネットワークに接続された家電など、ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワーキングを実現する様々なハードやソフトが存在しつつあることに注目しなければならない。特に、2003年12月1日から一部地域で始まった地上波デジタル放送は、従来のアナログTVとは全く異なるものである。一つには、ここにおいてメディアの代名詞であったTVが、パーソナル・コンピュータをはじめとするコンピュータと同様のデジタル技術によって作られることになり、コン

ピュータとの融合が非常に容易になり⁴⁴⁾、また、デジタル技術によって、ネットワークへの接続が容易となり、ネットワークへの常時接続の普及と相まって、従来の一方的な放送だけでなく、インタラクティブに、例えば電話を用いずともネットワークと接続されたTVさえあれば、リモコンでリアル・タイムでTVショッピングをすることが可能となっている。更には、デジタル技術を用いることで、これまでの混信からの制限である周波数の希少性の問題はある程度緩和され、多チャンネルを提供することが可能となっている。

TVのデジタル化及びTVのデジタル放送化は、TVが最も浸透している既存マス・メディアの一つであり、多くの議論が集中するメディアであることからしても、「民主主義システム」との関連では大変大きなインパクトを持っており、動向を見極めながら、これまでに認められていた「特殊性」を再検討しなければならない。前述のメディア統合が行われていく場合にユーザ・インターフェイスとして用いられる可能性が最も高いことから、ここからマス・メディア論の再構成を行っていかなければならないかもしれない。しかし、本稿においては、統合後のメディア状況をある程度見越し、ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワークが構成する装置全てを一体のメディアとして捉え論じていくことにする⁴⁵⁾。上記統合にも見られるように、この方法は多メディアが同じ回線を通して、あるいは同じ画面に現れることが容易に予想される今、何かの装置を特別扱いせず、従って、メディア方式による立論を緩和して、そのコンテンツあるいは現れ方、そしてそこに繋がっていく主体及び態様からのアプローチの必要性に相応していると思われるからである。

(6) 技術の二面性

現状の機能・サービスを概観したが、以下では、中心的な役割を演じているWebページを例にとり、そこでの技術のもつ性格を再確認しておきたい。

Web ページが広がり、多様な性格のコンテンツが登場すると、一部にはユーザを認証する必要が生まれてくる。例えば、ある会員専用のページは、会員の出入りをチェックする必要があるかも知れない。ビジネス取引も取引相手のチェックを行うため、このような要求をもたらす。この場合、post メソッドなどを用い、会員番号やパスワードをやりとりすることも可能であるが、毎回会員番号などをユーザが入力しなくてはならなくては不便である。さほどセキュリティを気にしなくても良いコンテンツなのであれば、ユーザのパソコン（すなわちクライアント）にその会員を示す番号や履歴などを情報として残しておき、アクセス時にこれを参照し、確認手続きを自動化することで、煩雑な入力を省くことができる。セキュリティが危惧されるのであれば、暗号化し、別にパスワードを用意すればよい。これがクッキーと呼ばれる技術の基本的使用例である。即ちクライアントたるユーザの負担を軽減し最小限に留めながら、必要な同定や限定したユーザへの情報提供及び情報収集を行うことを可能にしている。

これらは一見、利便性を提供するが、同時にコントロールも提供し、ユーザの自由を奪う場合もある。例えばユーザの限定や同定は、一方でいわゆる「インターネット」の当初の原則である匿名性を、従って匿名で自由に振る舞う事を制限し、他方でクッキー履歴の利用は、特に他のサイトからの利用は、プライバシーを知らず知らずの間に露呈することになりかねない。

更に、昨今 HTML だけでは提供できない様々な表現やサービスを実現するために用いられる JavaScript は、ウイルスを感染させるためや、無理やりに見せる広告ページなどのために悪用される。

このように、技術は自由と利便性を与える可能性と同時に、コントロールや自由の制限、規制、ひいては権利の侵害をももたらす可能性、即ち二面性を秘める。レッシングの論に照らして言えば、前述の通り、これらを実現するのは「ユビキタス社会」を構築するコード設計あるいは技術であるし、それは選択のもとに作られていくものなのである。そしてその選択は、

先程述べたように、利便性や、企業などからの様々な動機づけにより誘導されていくことになるのである。

次章では、この「ユビキタス社会」の技術依存性及び技術選択による変化の可能性を踏まえながら、この選択を行う「ユビキタス社会」に現れる主体を検討していくことにする。

第2章 「ユビキタス社会」に現れる主体

(1) ユーザの変遷

先に見た「ユビキタス社会」、特にいわゆる「インターネット」の歴史的な流れの中で活動する主体は、その数及び質において大きく変わってきている。本稿において明らかにしようとする「ユビキタス社会」と「民主主義システム」の関係は、ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワークングがコミュニケーション・システムであり、「民主主義システム」の一端を担うであろうことからしても、この主体の性質を十分考慮に入れて検討されなければならない⁴⁶⁾。

ところで、いわゆる「インターネット」上を含め「ユビキタス社会」に現れる様々な主体を「民主主義システム」との関連で論じようとする場合、一方では、その歴史的及び技術的視点から主体を抽出することが必要であり、他方では、それらの主体が、現時点では未だ現実の世界に根を持つものとして、現実の世界の存在形態を基本としたユーザの性格づけが行われるべきである。これら二つの側面の相関関係を整理した上で、「民主主義システム」の一翼をなすメディア論を構成する必要があるように思われる。前述のように、これらの装置やネットワークが、コントロールの道具として用いられる可能性が大きくなり、かつわれわれの日常生活に深く浸透しつつある現在においては、この二つの観点から抽出した存在の繋がりを明確にすることが肝要であると思われる。従って、ここではまず、歴史的、技術的な側面、つまりいわゆる「インターネット」以降のユビキタス・コ

ンピューティング及びユビキタス・ネットワーキングの装置に現れるユーザ整理から始め、次に現実の世界からのユーザ整理を行った後にこれらの相関関係を表してみたい⁴⁷⁾。

「ユビキタス社会」の歴史のうち、いわゆる「インターネット」創生期においては、先にも見たようにこのネットワークは非常に限定された、軍事機密に当たるような、閉じられたネットワーク世界であった。従って、そのユーザは、数も限られ、構成員は全て開発研究者であるという、同じ目的を持った均質な集団であった。従って、彼らはおそらく全て、高い技術を持つ一種の集団であったと思われる。便宜上彼らを「創造者達」と呼ぶこととする。

「インターネット」が軍事目的から解放され、徐々に大学など学術機関に開かれていった段階では、「創造者達」に加え、工学系などの研究者達がユーザとして加わった。ユーザはかなり増加したと思われる。彼らのユーザとしての質を考えると、やはりその技術力は高かったと容易に推察される。当時最先端であった技術を利用でき、場合によってはその技術的發展に何らかの貢献を果たす者が少なからずいたからである⁴⁸⁾。便宜上彼らを「高度利用・開発者達」と名付けるなら、彼らは、「創造者達」のように、共通の目的を持った者達ではないにしろ、勝るとも劣らぬ技術力を持っており、研究者であるが故に、必要に応じて様々な機能を付け加えることができる高度の理解と高度の技術を併せ持った者達である。彼ら「高度利用・開発者達」がこのシステムがどのような性質を持つものか、そしてそこで行われるルールはいかなるものかを十分に了解していたことが重要である。

民間への開放期において、数においても質においても大きな変化が起こったと思われる。数的には、それまでのユーザを圧倒的に上回る膨大な数である。そしてそのユーザ達は、それまでの「創造者達」や「高度利用・開発者達」のような能動的な立場とは異なり、中には技術的發展に寄与し、あるいは高度利用を行う者達もいるが、その大部分において、あく

までも「利用する」ことが目的であり、受動的な性質を持っている。彼らを「利用者達」とするならば、彼らはその多様さ故に、全体として同じ目的を持つことは難しく、またその技術的な水準は、それほど高いものは期待できないであろう⁴⁹⁾。

ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワーキングが進展する今、特に携帯電話及びデジタル・テレビに代表されるデジタル家電が、パーソナル・コンピュータのような特別でデリケートで高価なハードウェア装置としてではなく、また特別な操作の難しいソフト・ウェア技術としてではなく、日常的に用いる身近で安価な道具として、簡単に操れる道具として、多種多様な機能やサービスの提供を提案し、受け入れられていっている。そしてまた、これまでのように使用するために特別な知識や修練が必要のない形で、コンピュータやネットワークが日常生活に入り込み、そのユーザを、彼あるいは彼女がそう認識しているかどうかとは別に⁵⁰⁾、増加させている状況がある。すなわち、ますます「壁」が低くされている。このように更に拡大される「ユーザ」は、情報リテラシー教育の必要性が強く主張されるにもかかわらず、前記「利用者達」よりも技術的水準や理解を望むことはできないが、前記「利用者達」と性格的には同様であり、また前記「利用者達」も大半はこの流れの中に飲み込まれていくものと思われる。従って、これらをあわせて「利用者達」とまとめておくこととする。

(2) ユーザの変遷の影響

このように変遷してきたユーザは、「ユビキタス社会」の発展においてどのような影響を与えてきたかを検討しなければならないであろうが、ここでは、本稿の現段階における「ユビキタス社会」と「民主主義システム」の関係を明らかにするという目的に必要な視点だけを挙げるにとどめておきたい。

先にも触れたが、もっとも大きな変化の一つは、ユーザの持っている技

術力そしてその知識，理解の違いである。「創造者達」及び「高度利用・開発者達」は，いわゆる「インターネット」を構成する技術について，ある程度以上に理解をしており，場合によってはその技術を改良するだけの技量を持っていたはずである。しかるに「利用者達」の多くは，技術についてはほとんど気にかけることなく，技術によって隠されたその技術の危険性を顧みることなく，効用や嗜好によって，提供されたサービスを指示されたようにひたすら享受していくのである。従って，能動的な役割を果たす「創造者達」及び「高度利用・開発者達」が自主自律を旨とし，おそらくはできる限り自由にこのシステムを構成しようとする供給者と消費者両側面を備えているのに対し，膨大な数の受動的な「利用者達」の出現は，彼ら自身が消費者たる側面しか持ち合わせない。従って，彼らの保護などの要請から，システムやそこでのサービスの設計に外的な影響を与えざるをおえなかったと思われる。当初の自由が奪われ「不自由」になっても，便利で使いやすく安心して使用できるシステムが提供されなければならなくなったのである⁵¹⁾。

また，ここでの価値観の共有という観点から見ていくと，当初の「創造者達」は，もちろんプロジェクトの一員として，その多くが目的を共有していたはずである。従って，ルールあるいは価値観を共有するについては比較的容易なはずである。更に広がり，「高度利用者・開発者達」が含まれるに至っても，高度な技術をもつ一定以上の知識人であるから，その技術，知識，理解に基づき，システムについてのルールや価値観を，緩やかにではあるが共有することについてそれほど大きな問題は無いであろう。別言すれば，おおらかにではあるが均質性の保たれた構成員達であったと考えられるのである。これに対し，圧倒的な数で勝る「利用者達」は，その消費者としての側面，その多様さ故にルールやマナー，価値観をさらに緩やかな形でも全体としては，強いられることがなければ，共有することは難しいであろう。技術的な強制を受けながらも，その範囲では，言うならば好みに応じて行動するであろうユーザ達である。

この点からも、「ユビキタス社会」の設計に影響が及んだと考え得る。「利用者達」の立場から言えば、やはり便利で使いやすく安心して、保護されながら使用できるシステムでなければならないからである。

(3) 「利用者達」を導くもの

現在の「ユビキタス社会」においては、その圧倒的多数の「利用者達」は、前述のようにその装置の仕組みや危険性を理解するものではないが、それはこれらの技術が「利用者達」が苦勞することなく、「安全」に使用されることを目指しているからに他ならない。これは、ハードウェアとソフトウェア双方において目指されているが、これをユーザの側から見る場合、ユーザとその装置の接点であるユーザ・インターフェイスが決定的な役割を果たすと思われる。

「利用者達」向けのユーザ・インターフェイスのデザインでは、多機能でありながら、そしてユーザの嗜好を受け入れられる選択可能性を残しながらあるいは対応しながらも、必要なハードウェア及びソフトウェアの複雑な処理をユーザに見せることなく、できる限り自動で迅速に反応をする装置が目指される。簡単で身近な道具であることこそが受け入れられる大きな条件であるからである。

だからこそ「利用者達」は逆に、そのユーザ・インターフェイスに隠された様々な自動処理の仕組みや作りはおろか、その役割を知ろうとせず、その危険性をオプションで排除できることすら知らないことが普通である。前述のごとく、多くのシステムがユーザの目に見える「負担」をいかに軽減するかを目指しているものであることからしても、良くできたユーザ・インターフェイスやシステムほど、一般的な「利用者達」にはその仕組みと意味が見えにくくなり、そのような知識や修練をユーザに要求しないものである。ここにおいて「利用者達」が自ら苦勞して学習や修練を行う大きな動機が、ユーザのニーズと相応するシステムの設計思想により失われ、この流れでユーザは選択を行っていくこととなる。

(4) 現実の世界の存在からの分類

ここまでは、「ユビキタス社会」の装置上でのユーザという観点からの分類であり、以下においては、翻って現実の世界におけるそれぞれの存在がどのような形でこれらの装置に現れるかを検討しておく。この検討により、多くは「利用者達」であるユーザの「ユビキタス社会」の装置上での立場をあわせて見ておきたい。

一般的に、憲法論においては、社会的存在を分類する場合、その観点によりいくつかの分け方があると思われるが、ここでは、国家あるいは政府、法人（特に企業）及び団体など、そして市民という3分類法から出発したい⁵²⁾。

国家は既にいわゆる「インターネット」創生期において、「インターネット」に登場していることは前にも触れた。しかし、国家がユーザとして現れるというよりは、開発を行わせる立場で登場してきている⁵³⁾。当時の軍事的利用が限定された目的の閉じられたネットワーク利用であることから見ても、ユーザとしては、ずっと後になってからその力を再認識し、再登場すると考えた方が良くであろう。

現在において、国家は、一つには「ユビキタス社会」の発展を援助しようとする推進者として、一つには表現や行為、営業活動などを規制する規制者として、そしてもう一つは「ユビキタス社会」の装置を利用するユーザとして登場している。

推進者としての国家について日本を例に挙げて見てみると、政府は、2002年からの一連の e-Japan 重点計画、あるいは戦略などにより、インフラストラクチャー整備などいわゆるハード面とともに、研究支援及び人材育成支援などのいわゆるソフト面からも更に普及させ、我々の生活に「ユビキタス社会」を根付かせようとしている⁵⁴⁾。これらの技術にとって大規模インフラストラクチャー整備が不可欠ではあるが、これらを推し進める政策や⁵⁵⁾、制度整備が必要なこと⁵⁶⁾、そこでの国家の大きな役割を見落としてはならない。

次に、規制者としての立場からは、既存法の改正やあるいは新法などの整備を行ってきている。例えば、不正アクセス防止法⁵⁷⁾、カード偽造に関する刑法の一部改正などがこれに当たり⁵⁸⁾、また、わいせつな画像・動画などの取引に関し、刑法の解釈によるなどの対応を行っている⁵⁹⁾。さらには、ハイテク犯罪の増加に伴う取り締まりの強化などとも絡み⁶⁰⁾、ネットワークを、国民を管理する道具として使おうとする可能性も指摘されているところである⁶¹⁾。「ユビキタス社会」と「民主主義システム」との関連では、この規制者としての国家、特に表現規制者という視点が特に重要である。

コミュニケーション上のユーザとしての国家については、日本においては現在、情報公開、住基ネットなどの整備⁶²⁾、電子政府の構想など特に行政において大きな存在として現れてきている⁶³⁾。

特に民主主義システムにおいては、表現及びコミュニケーションが必要以上に規制されることが致命的であると同時に、その行政、司法、立法の各分野において、また選挙などの意思行動を行うに必要な情報を得ることは欠くことのできない条件であり、この点において、国家がどのような形でどこまで情報公開を行っていくか、また国家がどのような形で表現者及び行為者として「ユビキタス社会」に現れてくるかということに十分注意を払っていかなければならない⁶⁴⁾。国家が「ユビキタス社会」上で、ある観点に基づく表現を行う場合には、特に警戒が必要である⁶⁵⁾。

次に法人あるいは諸団体、中でも大きな役割を果たしている企業については、商業を行うにつき、いわゆる「インターネット・ショッピング」などを利用するの他、広告、IR 情報公開、様々な顧客情報の収集などの場面でユーザとして多く登場する。しかしながら、このユーザとして現れる企業が、一般市民ユーザと同じ立場であるかどうかは、その影響力などを測ることが困難であるとはいえ、例えば表現者としての企業と商業行為者としての企業を分解して扱うかを含め、再評価する必要があると思われる⁶⁶⁾。

企業は更に、特に「インターネット・ショッピング」などの各種サービ

ス、VOD などのサービスを提供するに当たり、必要なシステムを開発し、資金力、影響力を武器に、サービスの向上を名目に浸透させていく役割を担っている。ユーザとしてだけでなく、開発者として現れる。「ユビキタス社会」をどのような形（自社に有利な形）で構築していくかをより熱心な形で追求し、またその道具を開発し提供するより強い動機を持っており、これが可能であるのは企業であることを忘れてはならない⁶⁷⁾。

NPO、NGO や政党などの各種団体は、多く情報を発信し、コミュニティを広げようと登場する。これら集団としての諸団体は、その影響力や技術力により一般市民と異なる場合がある。それぞれの性格により、政府 - 企業 - 市民のライン上の二つの中間に位置づけられるが、立場及び能力としては企業の周辺であると思われる。

一般的な市民を見ると、現在、可能性ではなくその実態として、利用形態において分類できるかもしれない。即ち、携帯電話を含めて、通話、E-Mail を通信手段と用いる一方、テレビを見、WWWを情報源とし、多数に向けての表現をあまり行わない、いわば閉じたコミュニケーションを主に言い、情報は受動的に得る一群がある。これに対し、これらの利用はもちろんであるが、いわゆるホーム・ページを作成し、あるいは BBS やメーリング・リストで広く開かれた対象に向けて積極的に表現を行う、開かれたコミュニケーションを好み、積極的に情報を発信し、あるいはコミュニティを形成し、これを拡大していこうとする一群がある。ここから NPO や NGO などを発足し、更に広く活動していく一団も現れる。

これらは、あくまでも相対的な位置づけでしかなく、その実態を調査することは、この装置の特性上難しいかもしれない⁶⁸⁾。しかし、一般的な日常利用形態を考えると、一般的にはまだまだどちらかという受動的な利用が多いのではないかと考えられる。

(5) ユーザの整理と「民主主義システム」との関連

ユーザを、その二つの立場から大まかに分類したが、これをごく単純に、

その例外を十分に認めながら、以下のように結びつけ整理することが許されると思われる。

即ち、(1) 国家あるいは政府は、全体として見た場合、技術レベルの高い、「開発者・高度利用者」に属し、特に、法制の整備や電子政府など、発展環境を整えまたこれを利用する。(2) 企業あるいはその他の団体は、レベルの差が存在するが、特に大企業においては、技術レベルの高い、「開発者・高度利用者」に分類され、特に新技術、新サービスの提供に熱心である。(3) 一般市民は、一方で表現を行う可能性を与えられ、また新たなコミュニティを形成しつつも、その圧倒的多数は相対的に技術力が低く、受動的性格が多く見られる「利用者」であると言える。

「ユビキタス社会」におけるユーザ全体の大まかな変遷を見た後で、現在における現実の世界の存在が、どのような形で「ユビキタス社会」の装置上に現れるかを概観し、これら二つの世界での存在をある程度結びつけ整理してきた。ここでこのような一般的な分析が可能であることからしても、また、やはりいわゆる「サイバー・スペース」を生活の「本拠地」とすることは未だ難しく⁶⁹⁾、匿名性も薄らいできていることから現実の世界での立場あるいは役割や機能が、ある程度において「ユビキタス社会」の装置上での立場や目的を規定せざるをえないことを認めざるをえないのではないかと思われる。従って、本稿においては、前述現実の世界の存在を基本としつつ、「ユビキタス社会」の装置上での性格を加味して考察をしていくという、上記整理をもととして議論を進めていくこととする。

以上の一般的な整理を踏まえ、それでは、「ユビキタス社会」の到来と「民主主義システム」の関連を検討する場合、どこに、どのような観点から焦点を当てれば良いであろうか。メディアとしての「ユビキタス社会」の装置を考えていくことを踏まえると、(A) メディア環境を提供する立場、(B) 情報(コンテンツ)を提供する立場、(C) 情報を受け取る立場、の3つを考えなくてはならない。上記整理をここに当てはめると、(A) メディア環境を提供する立場にはその規制も含め、(1) 国家あるいは政府及び(2)

の主に企業が挙げられる。(B) 情報を提供する立場としては、まず(B-1) 情報源としては、情報公開などにより(1) 国家あるいは政府、(2) 企業あるいは団体、(3) 一般市民の3者ともが挙げられる。次に(B-2) 伝えるシステムとしては、Web ページなどの直接個人への表現とともに、(2) 企業などの内、情報を提供することを業とする「マス・メディア」の存在が特にあげられる。(C) 情報受領者としては、それぞれの主体が利用するであろうが、特に(3) 一般市民を中心とすべきであると考えられる。

以後はまず、(C) 情報受領者の中心である(3) 一般市民つまり多く受動的な「利用者」の立場(実態)から、「ユビキタス社会」を「民主主義システム」の一環として考えた場合に、何が問題かを抽出していくこととする。「民主主義システム」によって統治に関する選択、そしてこの「ユビキタス社会」において装置の将来設計の選択、ひいては「ユビキタス社会」の将来像を選択する主たる主体の多数が、多く受動的な「利用者」である市民であることを考えても、彼らあるいは彼女らの立場から議論を進める。

第3章 情報及びメディアの氾濫と民主主義システム

第1節 「サイバー・スペース」への期待

(1) 二つの乖離状況の打破という認識

ところで、これまで見てきたようないわゆる「インターネット」に始まり代表される「ユビキタス社会」の到来により、市民(多くは受動的な「利用者」たち)が課されている二つの乖離状況が打破されたと思われた向きがある。これは、特に1990年代後半からのいわゆる「インターネット」の普及とそれがもたらす「仮想空間」、すなわち「サイバー・スペース」として意識されたメディア上での諸活動を見るにつき、それまでの情報や表現を巡る市民の位置づけを根本から覆したとの認識に至ったと思われる。

二つの乖離状況とは、一つには情報からの市民の乖離状況であり、二つには表現手段からの市民の乖離状況である。すなわち前者は、情報の所有

者との距離、情報の収集能力などにより市民は多様な情報を多元的に得ることは難しく、特に公的な情報の多くは、マス・メディアにより伝えられるところに頼らざるをえず、従って得られる情報が限られてしまうという状況が存在し、市民サイドにおいては常に情報欠乏の状態であるというものである。

後者は、表現を含めた情報を広範囲に発信するためのメディアを所有し、あるいは使用するには膨大な資力が必要となり、これを実現することができるのはマス・メディアしかなく、市民は自らの表現を広範囲に効率的に行う手段を持ち得ないというものである。

そしてまた、これら二つの乖離状況は、相互に作用している。すなわち、市民の表現手段からの乖離により、伝達される情報は更に欠乏し、情報が欠乏することによりさらに市民の表現自体の可能性が低くなることを意味する。そして手段(すなわちメディア)も内容(すなわち情報)もマス・メディアにより独占されている状況が継続することになる。

このような欠乏と乖離、そしてその閉塞状態の中で、いわゆる「インターネット」が、マス・メディアに匹敵する広範囲への低廉な情報伝達を可能にする、しかも自由な「空間」をもたらすものとして現れた。この「インターネット」に始まる「ユビキタス社会」の進展が、これらの状況を改善していくものと期待されたと思われる。

これらの諸装置は、前述のごとく特にいわゆる「インターネット」関連の諸装置において当初匿名性にまで至るような、まことに自由にコミュニケーションを行いうるものであり、その不断に発展させることができるような、そしてそれをいかようにも作り上げることができるような「仮想」性を秘めており、これこそが「サイバー・スペース」として、すなわち自由な「仮想空間」として意識させたとと言えるであろう。しかも、この自由な「仮想空間」へのアクセスは、従来とは異なり、非常に安価に行うことができ、よって市民はこの自由な「仮想空間」で、自由に表現を行い、情報を流通させることができ、また提供される情報を十分享受することがで

きると考えられたと思われる。そして、情報公開制度とも相応し、公的部門や企業なども大いにこの低廉な情報発信手段を活用することとなり、効率的に自由に情報を行き渡らせることができる「場」であると捉えられたように思われる。

なるほどTVなどの巨大資本を必要とするメディアに対して、ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)を通じたネットワークへの接続と利用はそれ程負担になるものではなくなった。また、ソフトウェア技術の発達により、比較的容易にWebページを作成し、アップロードし、公開することが可能となった。今では多くの「利用者達」、すなわち一般市民が、これまでは伝えることのできなかつた情報や表現をこぞってWebページにし、あるいはBBSやチャット・ルームを通じて、多くの人々に向けて発信している。このようにしてネットワーク上の情報は、地球規模で膨大なものとなり、しかも増加し続けている。ユビキタス・ネットワークの中心、いわゆる「インターネット」が世界の図書館と言われるゆえんである⁷⁰⁾。

また、情報を伝えるメディアも多様化している。前述の通り、Webページの他に、E-Mail、やメーリング・リスト、携帯電話、携帯メールや携帯サイトなど、情報を得、また発信するメディアを、選べるようにまでなっている。「ユビキタス社会」の進展の中で、TV放送のデジタル化及びネットワークへの接続により、この状況はますます進展すると思われる⁷¹⁾。

(2) 「Super Democracy」実現への期待

このような情報及び表現、そしてコミュニケーションにおける市民の解放ともいう認識は、法及び政治の分野において、「ユビキタス社会」の諸装置、特にいわゆる「インターネット」の到来が真の民主主義を可能にするという期待をも生み出した⁷²⁾。いわゆる「Super Democracy」の実現への期待である⁷³⁾。それは、人々に十分に情報が行き渡り、人々が自由に討

論する「場」が作られ、即ち思想の自由市場が理想的に機能し、ここで形成された人々の意思を正確に、時間及びその多様さ両面においてきめ細やかに反映するためのパイプ（例えば直接選挙が様々な場面で容易に実現できる）がこれらの諸装置によって提供されるというのである。本来、間接民主制は、直接民主制の代替物であるという考え方からすれば、まさに技術がもたらした、「Super Democracy」の可能性であった。

このような期待がもたれた背景としては、大きく二つ、技術的側面と現実の世界での失望からの期待があると思われる。

まず、前述のようにいわゆる「インターネット」は当初、匿名かつ自由な、特に現実の世界から自由な、コミュニケーション空間として捉えられてきた。これは、このシステムの仮想性、匿名性、技術発展性がもたらしたものであり、そしてこれに、当初のパイオニア達が持つ、均質性、コミュニティ形成能力、そして議論や合意を形成する能力の高さが作用して成立していた状況を固定的に見た場合に可能とならえ方であった。だからこそ「インターネット」の歴史、特にその形成期、「インターネットの独立宣言」に見られるように、「産業世界（Industrial World）」の統治を拒み、いわゆる「サイバースペース」として意識された諸装置の住人独自の社会契約（Social Contract）を形成し、現実の世界と異なる、「サイバー・スペース」の諸条件に合わせた統治を形成する⁷⁴⁾、と宣言できたのであると思われる。

次に、一方で以上のようないわゆる「サイバー・スペース」として意識された諸装置の独自性及び独立性を認識しつつ、他方で現実の世界での、政治的、経済的、社会的問題への失望から解放されるべくこれらの諸装置とそこで行われる諸活動を捉えられた感がある。少なくともいわゆる「サイバー・スペース」として意識された「場所」においては、デジタル・ディバイドという大きくない、少なくとも技術をもってすればカバーできるかもしれない問題を解決しさえすれば、その匿名性により、あるいは独立性により、従来からの既存物理世界における自らの様々な属性、例えば、

肌の色や経済的身分、社会的身分を気にすることなく、発言をし、あるいは人格を作り上げていくことができる。従って、ここに自由な討論が生まれ、理想的な民主的社会が実現すると考えられていた向きがあるのではないであろうか。

このように、新しい技術はいつものように好意的どころか期待を持って歓迎された感があり、「IT」革命と言われるインパクト故に、社会構造だけでなく、統治構造を含めた「民主主義システム」をも変革していく役割を期待されたと言える。

第2節 情報の氾濫と民主主義システム

(1) 情報の氾濫とメディアの氾濫

このような「ユビキタス社会」のもたらす「Super Democracy」への抽象的な期待だけでなく、その現実的な実現可能性を評価する場合には、「ユビキタス社会」の装置を「民主主義システム」を成すメディアの一環と捉え、主権者のうちでも少なくとも現時点では圧倒的多数を占めると思われる(C)情報受領者たる(3)一般市民「利用者」がその中心的な役割を果たすことから、前述の一般市民の性格を前提として、「ユビキタス社会」に流れる情報の量と質を問題にしなければならない。

ジャーナリストであるデービッド・シェンク(David Shenk)は、いわゆる「インターネット」による情報化の先行するアメリカで、一般的に歓迎されている新しい技術のもたらす状況に、自らの体験をもとにしながら、早くから疑問を呈している。

彼は、人々が現在、情報の洪水の中で生きることを余儀なくされており、またその生活は多く情報によって規定されてしまっていることを示した上で、そのような状況の特質への対応を例示しながら13箇条にまとめる⁷⁵⁾。

出発点となるのは、情報の氾濫である。テレビ、電話、ファックス、いわゆる「インターネット」など、様々な新しいメディアの登場により、かつて不足し貴重品とされていた情報が、今や大量にあふれている⁷⁶⁾。有り

余る情報が人々に降り注ぎ、あふれているというのである。「多すぎる情報 (too much information)」あるいは「情報の供給過剰 (information glut)」である⁷⁷⁾。コンピュータだけでなく、モバイルも含めユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワーキングが際限なく拡大している現在、その情報量たるや計り知れなくなっている⁷⁸⁾。

シェンクは、これまでに経験してきた情報の欠乏からの欲求により一般的に望ましいと考えられる情報のあふれる状況が、好ましいとは限らないとする理由として以下をあげる。一つには、人々の手に入るあるいは人々にもたらされる情報量が人々の処理能力を超えてしまっているというのである⁷⁹⁾。テレビや新聞によってもたらされる情報だけではなく、今や、毎日電子メールが大量に、スパムも含めて送りつけられ、チェックをしなければならない Web ページがどんどん増えていく状況に思い当たれば、あるいは想像すればこのことが容易に理解できる。「多すぎる情報 (too much information)」となるのである。そしてこのことと関連し、情報が容易に手に入れられることと知識の豊富さが相応するものでないことを、自らの調査を通して例証している⁸⁰⁾。そればかりではなく、「情報の供給過剰」は、襲いかかる情報とその処理に追われるストレスをもたらし⁸¹⁾、限られた生活時間の中で情報の処理のための時間が増加することにより、時間を不足させ⁸²⁾、深い理解や熟考を疎外する⁸³⁾。「ユビキタス社会」の装置の内外においてこのような状況がますます広がっている現在、情報量の増加速度は益々加速され、人々を圧迫している状況が深刻化していくであろうことは容易に予測できるというのである。

この議論においては、誰に対して「多すぎる情報」なのかが問題になる。シェンクは自らの体験などを通して語っているが、彼とてジャーナリストであり情報を操る熟練者である。それでは、このような「多すぎる情報」の波が、ユーザの大部分を占める多く受動的「利用者」たる一般市民に襲いかかった場合どうなるのかは、明白である。情報処理能力と情報リテラシー (情報を見極め処理を行う能力) が重視されるゆえんでもある。複雑

多岐にわたる装置が絶え間なくもたらす「情報の氾濫」に翻弄されてしまうだけとなってしまふ可能性が極めて高い。少なくとも現在においては、これらをうまく、手間をかけずにフィルタリングすることはできずフィルタリングはそれ自体深刻な問題を提起するが 氾濫する情報を処理する装置を受動的な「利用者」たちが作り上げることは期待できないからである。

民主主義システムとの関連で見れば、民主主義システムにおいて市民が意思形成を行うために不可欠である「情報」の流れの中で、判断基準とすべきあるいは寄って立つべき「情報」の量は増加し、あるいは増加する可能性があるにもかかわらず、市民の意思形成に必要な基本的情報が、情報の氾濫によって押し流され、有効に市民に届かない、または届いても受領されないという状況が発生しつつあるのではないかということなのである⁸⁴⁾。

(2) 情報操作

更に、情報の氾濫状況の中で、人々の嗜好や志向がどのように操作されていくかをシミュレーションは、いくつかの例によって示し、またその結果引き起こされる危険性をも指摘している。

その中で、示唆的であるのは、「anecdote」とそれに連なる「apocryphal」、それに「the two-by-four effect」の説示である。「anecdote」、即ち入念に選択され、強調された、あるいは単に間違えた、複雑な問題を単純化した逸話は、そのストーリーが持つインパクトやわかりやすいイメージの故に、情報の氾濫がもたらす混乱状況の中で、人々に甘受されやすく⁸⁵⁾、そして一人歩きを始める⁸⁶⁾。そしてこれらの最初の盾となるはずのジャーナリストも、前述のように、これまで以上に情報の氾濫に巻き込まれている⁸⁷⁾。複雑で難解な情報ではなく、単純でわかりやすい情報が好んで摂取される。そしてこのような中で、これが更に進んだ形の「apocryphal」、即ち不確かな、もっともらしい、でっち上げが横行する。混沌とした情報の嵐の中で、受け入れやすい簡便な情報を求める人々には、人々が受け入れやすい

ように作られた情報が、それが例えでっち上げであろうとも、喜ばれ、素早く浸透するというのである。彼は、「apocryphal」はかつてからたくさんあったが、「その危険性は、私たちのますます注意散漫でますます速度を増す時代では、嘘というものが真実よりも遙かに早く動き、それらの嘘はあまりにもしばしば真実となってしまうであろうことである」と警告している⁸⁸⁾。

この状況には、「the two-by-four effect」も大きな役割を果たすとされている。即ちあまりにも多くの刺激つまり情報が個人に襲いかかる中で、それでも注意を引こうとする例えば商業者達によって更に刺激的な情報が提供される。その刺激が増す。個人はこの刺激に耐え兼ね、防ごうとするが、刺激は競争の中で過激になるばかりである⁸⁹⁾。センセーショナルリズムとも言えるこの状況は、混乱をより深刻なものにしてしまうというのである。

そこには、また、選挙戦での「hyperbole」、誇張もあるとされる⁹⁰⁾。特に、従来のマス・メディアのチェック体制を通過する必要がない、直接的な個人の単独での表現が可能であるということにより、このような直接的な情報の歪曲を生みやすくするとも考えられる。「民主主義システム」の根幹を成す選挙制度の実効性にまで情報の氾濫が悪影響を及ぼすというのである。

従来のメディアの寡占状況のもとに、一般市民の有効な表現手段の欠如と、情報の欠乏が叫ばれ、表現の自由関連分野において「思想の自由市場」論が強く支持され熱望される中で、「社会に流通する表現や情報は多ければ多いほどよい」とされてきた状況に対し、シェンクは情報受領を行う主体の能力から疑義を唱えていると言える。

(3) 再 認 識

このような分析からすると、「Super Democracy」という夢の構築にあったっては、既存の閉塞状態への諸装置の技術的なインパクトにより、その機能過程を見失っていたと言える。即ち、民主主義システムには、意

思形成に必要な情報が存在し、アクセスできることだけではなく、それらを十分理解した上で、多角的視点からの討論・熟考、あるいはそれを通じた調整と同意形成という本質的な要素が存在し、これをなくしては成り立たないということが改めて問題とされなければならなかったのである⁹¹⁾。

「ユビキタス社会」の中心的なメディア装置である「インターネット」を通しての民主主義システム構想は、シェンクによれば、人々の能力を度外視している⁹²⁾。複雑な社会において、情報の氾濫の中で、全ての統治に関しあるいは十分なだけの情報を把握した人々を期待することは、まことに非現実的である。政府や地方自治体は、これまでの広報や広報誌による情報の提供や、情報公開制度の提供などだけでなく、いまや日々 Web ページにおいてこれまで伝達できなかった情報を掲載し⁹³⁾、これらをアーカイブ(貯めて)していつている。また、政党や結社のみならず、個人においても Web ページやメーリング・リストそのほかの方法を用いて、政治的主張やお知らせ、ニュースなどを伝えており、消えていくデータはあるにしろ、基本的には増加の一途にある。しかも、これらのデータは、Web というひとつのプラットフォームの上に、情報としてはまったく同列に扱われる形態として現れる。これにより、膨大な個人ページを含め、階層化されていないこれら情報が入り混じり、莫大な量となっている。このことは、たとえば検索ページによって特定の Web ページの内容を検索したり、その真偽を確かめることを徐々に困難にしていく⁹⁴⁾。

また、コミュニティについては後述するように、無秩序な情報の氾濫状況は、共同体における共通の情報や共有の理解を失わせる。従ってこのような状況下では、「Super Democracy」が想定しそうな様々な場面での直接投票は、社会の構成員としての協調や同意形成に対する要請を、不可能に、また全く排除してしまうというのである⁹⁵⁾。

シェンクは、このような問題を抱える「Super Democracy」は、アメリカ合衆国憲法によって、少数者が多数者の暴政から保護されているため、採用され得ないとしながらも、しかし一方で、このような「Super Demo-

cracy」は現実には到来しているとする⁹⁶⁾。シェンクは、ファクスや E-mail によって議員などが選挙民に近づきすぎたと言う。従来なかったコストのかからない容易なメディアの登場は、市民達が自らの意思を表し、圧力をかけるために頻繁に用いられることになり、世論調査が更にこの状況に拍車をかける。これにより、彼らあるいは彼女らによって選出される議員達は、これらの声に隷従する⁹⁷⁾。これは、素早い純粋な民主主義 = 直接の「民意の反映」かも知れない。しかし、これまで述べてきたことから分かるように、その上、忙しく複雑な市民生活からも分かるように、シェンクは、市民のより少ない理解による、市民のより大きな力と結論する⁹⁸⁾。

本稿においては、いかなる民意をどのようなたちで、どのようなレベルに反映すべきかについては触れることはできないが、その前提として、「民主主義システム」におけるメディアを論じる場合、民意を形成する主体につき、そしてその形成過程については十分評価しなければならない。シェンクの議論に従えば、情報の氾濫状況によりますます市民は理解力を失うが、代表や議決と市民を直接結び付けるユビキタス・コンピューティングおよびユビキタス・ネットワーキングの諸装置というメディアの登場は、市民達にますます大きな力を与えていくことになることを意味する。情報の受領と意思表示の間に必要な「熟考」の欠如した、即時的ではあるが、一時的な、従って将来的展望を含めた長期的な視点あるいは広範な抽象的視点の欠如した「直感的な」統治となってしまうこととなる。またシェンクは、代表民主制は、選挙民に対峙してでも時に将来を見越して討論するような代表者が選ばれる時最もよく機能し、これは技術頼みの「Super Democracy」によるということではなく、昔ながらの方法を十分考慮にいれるべきであるともしている⁹⁹⁾。

第3節 サンステインの「Madisonian モデル」

(1) サンステインの民主主義モデル

新しい技術のもたらす「Super Democracy」への期待に対して、サンス

ティン (Cass R. Sunstein) もその「熟慮民主主義」の立場から危惧を示している。サンスティンはまず、『Democracy and the Problem of Free Speech』においてその基礎となる「Madisonian モデル」をアメリカ合衆国憲法修正一条との関係で描き出し¹⁰⁰⁾、『Designing Democracy』において「熟慮民主主義」を詳説し、具体的な制度設計について述べるが¹⁰¹⁾、いずれも紹介がなされている。

サンスティンの「熟慮民主主義」(deliberative democracy)は、「熟慮」を中心とした「民主主義」の構想であるが、ここでは「ユビキタス社会」のもたらす情報の氾濫状況との関わりで必要な限り検討をしておく。まずはその基礎となっている「Madisonian モデル」を概観しておく。

サンスティンは、アメリカ合衆国憲法修正第一条を中心とする、言論及びプレスの自由の保護を民主主義プロセスから位置づけ直そうとする。彼によれば、現在広く言論及びプレスの自由の基礎をなす基本的思考は、新古典派経済学の影響を受けた「思想の自由市場 (marketplace of ideas)」論であるが¹⁰²⁾、これは、修正第一条起草時の意図ではなく、彼が、「Madisonian conception of free speech」と呼ぶものが意図されていたとしている¹⁰³⁾。このモデルは、いわゆる「インターネット」あるいは「サイバー・スペース」として意識された装置上に、表現の自由・パラダイスが出現したという楽観論に対する警鐘としてよく取り上げられる¹⁰⁴⁾。

「Madisonian モデル」は、その名の通り、修正第一条起草者ジェームズ・マディソン (James Madison) らの思想を背景に再構成されているが、それは、主権が「We the People」にある、即ちアメリカがもたらした主権は国民に存するという独特の思想、そしてそこから導かれる「討論による統治 (government by discussion)」というシステムから出発する¹⁰⁵⁾。そして、このシステム、即ちアメリカ的民主主義の前提あるいはその中核として、「政治的熟考 (political deliberation)」と政治的平等が要請されるのであり、これを実現するために、修正第一条は、言論及びプレスを規定したのであるとする¹⁰⁶⁾。

このように、民主主義システムの中で言論及びプレス自由を位置づけた場合、現行アメリカ法が、民主主義の切望 (democratic aspirations) に関わりない言論を保護しすぎており、また、政府は、社会的害悪をもたらす言論を規制する広範な権限を持っているとする¹⁰⁷⁾。そして、特に放送法制における、観点の多様性や公的事柄に対する注目を確保する政府による統制を肯定的に捉える¹⁰⁸⁾。その考え方は、言論についての「ニュー・ディール (New Deal)」であるとされ、政治的熟考のための積極的干渉が要請されている¹⁰⁹⁾。

「Madisonian モデル」の考察では、また、その民主主義システムにおけるアメリカ共和主義をも当然に包含するとされている。彼は、アメリカ共和主義は、不同意や異質に対する非常な寛容さを持つものであるとし、特に異質性が政治的討論を実質化し、調整や変化という過程を通じて、よりよい公の決定がなされるとしている¹¹⁰⁾。

更にここで、代表民主制にも関わりながら、「総計 (aggregation)」と「熟考 (deliberation)」を区別する¹¹¹⁾。代表民主制を通じて、そして多様な観点から行われることによって¹¹²⁾、議論は、例え私欲に充ちたものでも、公的な観点を持ち込み行われなければならない、単なる私利私欲の総計ではなく、熟考の結果がもたらされる可能性が大いにあることが指摘されている¹¹³⁾。

(2) 「Madisonian モデル」と情報

サンステインは、「Madisonian モデル」は、前述のような機能を持っており、修正第一条もこの文脈で解釈されなければならないとするのであるが、同時にこのようなシステムを十分機能させるための前提条件を示している。修正第一条が、その必要条件であることは言うまでもない。

一つには、政治的平等である¹¹⁴⁾。一人一票に代表される政治的平等は、何よりも民主政治の基礎となる。

次に、人々が、十分に情報を与えられることが必要である。この点にお

いては、政府による情報流通の妨害が排除されなければならない。ここで注意すべきは、その情報の性質やその扱われ方、そしてその受け取り方である。「Madisonian モデル」を十分に機能させるためには、公の事柄について、特に重要なものは、重要なものとして、十分多くの市民達に伝えられなくてはならない。センセーショナルな、スキャンダラスなそして目を引くだけの逸話は機能不全をもたらす¹¹⁵⁾。裏返せば、市民達は市民として理解すべき問題に、一通りさらされなければならない。これは、単なる情報だけでなく、十分多様な観点という点でも、市民はさらされなければならない¹¹⁶⁾。

この中で特に注目すべきは、「Madisonian モデル」は、全ての人々に対する教育への基本的な民主主義的関わり合い (commitment) の上に成り立っているという指摘である¹¹⁷⁾。十分多様な、そして重要な情報及び観点到に市民がさらされなければならないこととの表裏をなしている。Turner 事件との関わりでも、教育や公の事柄への重視が行われている¹¹⁸⁾。

サンスティンの主張は、修正1条の趣旨を「Madisonian モデル」という構造の中に流し込もうとする試みであるが、このような修正1条のいわば味付けのされた趣旨解釈は、公の事柄にだけではない。この立場は、「思想の自由市場」を支持する者からだけではなく、修正1条の起草者意図の理解ということからも批判を受け、また、レッシングは、修正1条起草者が、現在の技術状況やその意味を想像すらできなかったことから、マディソンを持ち出したところで、議論はあまり進まないとしている¹¹⁹⁾。しかしながらその「熟慮・熟考」を中心とした民主主義の構想は、前述のような情報の氾濫状況、そしてそこに期待される「Super Democracy」への期待の問題性を見てみると、「熟慮民主主義」は単なる多数決主義でなく、「直接民主主義」を生むものではないとされていることから¹²⁰⁾、魅力的なものである。

他方サンスティンは、『Designing Democracy』において、「熟慮民主主義」は、理と議論に基づいているとするが¹²¹⁾、その「熟慮」の問題性も

指摘している。それは意見の不一致であり、熟慮がこの不一致を解決しないことがある¹²²⁾、という。

「ユビキタス社会」、特に「サイバー・スペース」として意識された、情報が氾濫するしかも「自由」であると意識された諸活動が作用するところでは、人々は多様な価値観を持つことが可能となり、後述のごとく、共通のものを失う可能性もあり、「熟慮」を行ったとしても、その基底が異なる意見の不一致が解消されないことは十分にあり得る。

サンステインはこれに関し、熟慮集団がその熟慮により当初の集団の持つ方向性を極端に強めていく「集団の分極化 (group polarization)」、そしてこれがもたらす「熟慮の不可能」が問題であるとしている。ここで大きな役割を果たすのは、隔離された特に小集団で行われる「熟慮」のもたらす行動の社会的影響と「カスケード (cascade)」効果である¹²³⁾。

「カスケード」効果は、情報の欠乏により、他者の情報に頼ることによって、ある行動やある意見に同調する者が現れ、集団化されていくという「情報カスケード (informational cascade)」¹²⁴⁾、及び人々が名声 (他人の自分に対する評価) を気にすることにより、懐疑的である意見に従うこともあり、これが集団を形成するという「名声カスケード (reputational cascade)」によって引き起こされる¹²⁵⁾。これらが作用し、集団による議論が集団の当初の傾向を更に強め、集団でない場合よりも比較的極端な方向へと進むとされている¹²⁶⁾。

このようにもたらされる「集団の分極化」は、コミュニケーションのマーケットにおいて特に重要であるともされている。そして、ここでも指摘されているように、それぞれのアイデンティティを持つグループが、それぞれのグループ内で好みに応じたコミュニケーションの装置あるいは「場」を作り上げれば、「集団の分極化」は激しくなるのである¹²⁷⁾。これまで見てきたように、コミュニケーション・ツールとしてのユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワーキングにおいては、少なくとも現在、BBS やチャットといった同一傾向を持った者同士が彼らだ

けでコミュニケーションを図ることができるのであるから、「集団の分極化」は、可能性ではなく、おそらくはより深く進んでいるものと思われる。

サンスティンのモデルに対する評価は分かれるであろうが、ここでサンスティンが呈示した、「熟考」を基礎とする「民主主義システム」の必要性自体は、これまでに見てきた情報の氾濫、メディアの反乱状況の中では、認めざるをえないのではないと思われる。そしてサンスティンも「集団の分極化」として指摘しているが、「熟考」があったとしても、その「熟考」あるいは「公の討論」の源泉ともいべき、「民主主義システム」を支える「コミュニティ」の崩壊あるいは変質が危惧されている¹²⁸⁾。以下、「ユビキタス社会」の登場と、「コミュニティ」との関連を見ていくことにしたい。

なお、一口に「コミュニティ」と言っても、そのレベルは様々である。BBS やチャットにおける「コミュニティ」だけでなく、人々はその社会の中で、仕事、日常生活、余暇などを通し、公私にわたり様々なレベルの「コミュニティ」に重層的に所属し、そこで活動を行い、一定の役割を果たしている。このような重層的な構造を全て網羅的に検討することは不可能であるので、ここでは「民主主義システム」という統治構造を中心とした大きなコミュニティを主たる対象としながら議論を進めたい。

第4章 コミュニティとコモンの 創造者としてのマス・メディア

第1節 「ユビキタス社会」とコミュニティ

(1) ツールのもたらす多様性とコミュニティ

「ユビキタス社会」の実現は、人々が情報を得るためのツールを、そして発するためのツールを獲得したことを意味することはこれまでに見てきた。このツールは、アクセスだけを提供するものではない。個人が直接表現するツールの出現は、内容的にもこれまでのように、組織として制御さ

れていたマス・メディアでの情報発信とは異なり、自由にネットサーフィンをし、自由に Web ページを公開し、自由にチャットを楽しみ、また BBS で持論を述べることもできる、という自由をもたらしている、あるいはそのように見える。しかもこれらの表現は、ダイレクトに受領者に届く可能性がある¹²⁹⁾。更には、これまで一カ所に固定をされたパーソナル・コンピュータを用いなければこれらのツールを使用できなかったのに対し、現在日本などにおいて進行しているユビキタス・ネットワーキングの装置、例えば PDA や携帯電話などを用いれば、アクセスや情報取得の窓口、そして情報発信及びコミュニケーションのツールをあらゆる所に持ち出すことが、従って携帯することが可能となる一方、ユビキタス・コンピューティングにより、様々な場面で様々なものに埋め込まれたこれらのツールが顔を出し、これらと出会うようになり、またこれらを用いることができるようになる¹³⁰⁾。これこそが「ユビキタス社会」である。

このような状況の下では、表現や情報伝達的手段とコストという技術的な側面だけでなく、前述のごとく内容においても自由をもたらし、ここから規範や価値観といった側面においても従前に比べ相対的に市民は解放されたように見える。即ち、誰からの束縛もなく情報を収集し、選択でき、加工し発信するだけでなく、これに基づき思考し、価値観を定め、それを表現できる。肝要なのは、これを監視する者も規制する者(本来違法である部分についてさえ)も、基本的にそれ程意識されないことである。

ましてや、未だ匿名性の働く場所ではなおさら自由に発言できる。ネットワーク上にハンドル・ネームで現れ、現実の世界の本人との関わりを一切証さず、発言し、行動することができ、また、そこで作り上げた人格は、ハンドル・ネームを変更するだけで捨てることができるのであるから、即ち彼あるいは彼女が形成する価値観について、あるいは表現しようとする価値観について、現実の世界に比べて極端に規制や人の目を気にするなどの障害が少ない。このことは、情報の氾濫と相応しながら、その必然として価値観の多様性を生むこととなりそうである。

多様性は一般に歓迎すべきであるとされているが、逆にコミュニケーション・ツールと共にもたらされる「集団の分極化」には、前述のサンズティンによる「熟慮民主主義」の観点からの問題提示に見られるように¹³¹⁾、生活基盤としての共同体や、民主主義社会としての共同体の観点から警告が発せられている。共同体はその価値観の多様性により、ますます細かく分解され、私たちは、自らの好む世界(価値観)に埋没し、それまで存在していた共通の情報や共有していた理解を失い、社会全体としての、共同体としての共通基盤、コミュニティ性を失ってしまうものである¹³²⁾。この過程では、相互理解や寛容性さえ失われていくかも知れないのである。

西垣通は、ネット社会の行方を描こうとしたその著書で、コミュニティについて二つのことを指摘する。一つは、ベネディクト・アンダーソン(Benedict Anderson)の「想像の共同体」であり、もう一つは、これに関わりながら、ロビン・ダンバー(Robin Dunbar)の「150名の群」である。西垣は前者によって従前のマス・メディアの役割を、後者によって人の能力の限界、そしてそれを補うものを導き出す。

アンダーソンが指摘するように、現代におけるコミュニティを規定するコモンは、マス・メディアが提供していると考えられる。人々が直接会い、共通の時間を過ごし、コミュニケーションを行い、共通の理解や知識、道徳観などを共有する、この部分を現代においてはマス・メディアが、特にTVや新聞が補っている。これらのマス・メディアが共通の話題を提供し、コミュニティとしての共通基盤を提供しているのである。この作用により物理的には不可能な規模で「想像の共同体」が作り上げられる¹³³⁾。そして西垣も指摘するように、現代においては政治だけでなく、大衆的な消費もマス・メディアに支えられており、社会的な価値観や言葉遣いまでも変えてしまう¹³⁴⁾。

これをサンズティンのモデルに照らし合わせ、修正すると、その「民主主義システム」において必要なほとんどの情報をこれまでは、マス・メ

ディアが提供し、ある程度「分極化」を防いできたことになる¹³⁵⁾。ここにおいては、前述のごとく、一方で情報及び表現主体、そして、観点も含めた十分な多様性の創出、確保が必要であり、そこでは熟考が保障されるべきであるとされながら、かつ他方ではコミュニティとしての共通基盤を提供することも同時に要望されている、という難問がある。

(2) 「ユビキタス社会」の実現とコモン

「ユビキタス社会」の出現は、既存のコモン（共通したもの、共通性）のあり方、あるいは創出、あるいはコモンそれ自身への動揺をもたらすことは述べた¹³⁶⁾。それは、「ユビキタス・ネットワーキング」の代表格いわゆる「インターネット」が、国境を越え、当初かなり自由な、解放の地であると捉えられたことからもうかがえる¹³⁷⁾。

前述のように、「ユビキタス社会」では、その生い立ちから、憲法が主たる検討対象としている国家の影が薄かった。国境を越え、データはやりとりされる。そしてそこでの行いを規制する諸立法は未完である。そこは、多様性をもたらす「場」として意識されている。あるいはそう望まれている。

「ユビキタス社会」の諸装置をもたらす、その容易さ故の「Data Smog」の問題については既に述べた。コミュニティという観点から見た場合、それは、多様な情報をもたらすと共に、多様な価値観の存在を可能にし、よってコモン領域を狭め、既存の枠組みのコミュニティ、例えば国家や地域コミュニティ、そして家族などを成り立たせにくくしつつあるかもしれない。個人が、ディスプレイに一人で向かい、自らの好みに合った部分のみで活動する、そのようなイメージを思い描けば良いかもしれない。このことは、一方で特に現実の世界のように、どうしてもいくらかの情報にさらされ、あるいは人に会わなければならないだけでなく、この装置のもたらす多様性を背景に、自らの好みの「世界」に没入していくことを可能としている¹³⁸⁾。

他方で、これは勿論、新しい意味でのコミュニティの発生を、あるいは

コミュニティの親密性を高めることをも意味することになるかもしれない。例えば、これまでには物理的に会うことができなかった、あるいは通信できなかった人々が、ネットワーク上のチャット・ルーム・システムを介してほとんどリアル・タイムでコミュニケーションを図ることができるようになった今では、コミュニティを形成するための大きな障害であった地理的要因が解消されている。そこでの表現は前述のごとく自由であり、表現においても解放されるように見える。翻訳機能が発展すれば言語の壁さえ問題ではなくなるかもしれない。そこに携帯電話に代表されるモバイルが加わり、ブロード・バンド化により、TV電話などが可能となり、内容豊かなコミュニケーションの確保が行いやすい状況もある。しかし、そこにはいくつかの問題が潜んでいる。

中でも最も重要なものは、「帰属」である。現実の世界では、ある人物のあるコミュニティへの「帰属」は、家族、地域社会、クラブ、会社、地方自治体、国など様々な性質を帯びたものが重疊的ではあるが、比較的明らかあるいは一部のものは制度の中で固定的である。他方、いわゆる「インターネット」を含む「ユビキタス社会」においては、その柔軟性故に固定的でもなければ、匿名性が働いたら、本人との関連性さえ明らかでなくなってしまう。あるBBSである人格を演じ、他のチャット・ルームで別人格を演じることもでき、その上、飽きればニュース・グループに移ることも比較的簡単である¹³⁹⁾、あるいはそう意識される。即ち、ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワーキングの技術により、コミュニティ及びコミュニケーションの手段の代替性は極めて高くなり、彼あるいは彼女がそのコミュニティに「帰属」していなければならない必然性は、ある意味かなりの程度において希薄化される、あるいはそう意識される。さらには、そこでの振る舞いの効果が、彼あるいは彼女に降りかかるかどうかさえ実は確実ではない、あるいは確実でない意識されるのである。従って、このコミュニティは、現実の世界のそれと比してかなり流動的である¹⁴⁰⁾とも言える。

もう一つは、「インターネット」を含む「ユビキタス社会」の諸装置との関係である。匿名性が現実の世界での彼あるいは彼女と、これらの装置上での彼あるいは彼女との関連性を薄める場合があることは容易に承知できる。ところが、今のところ、多くの実生活は、現実の世界で行われる。いわゆる「サイバー・スペース」として意識される装置上において人格を想定し、その人格でネットワーク上の様々なコンテンツを楽しみ、そこで取引をしても、衣食住は、現実の世界にある¹⁴¹⁾。電子投票が行われようと、政治は、現実の世界で、あるいは現実の世界を通して行われる。ここではやはり「ユビキタス社会」の諸装置は手段であり道具である。

コミュニティへの「帰属」が希薄化し、「ユビキタス社会」の装置上の彼あるいは彼女と現実の世界との関連も不明確なまま、彼女或いは彼は、現実の世界に依存しながら生活をする。「ユビキタス社会」の装置上への没入があったとしても、少なくとも現段階においては、現実の世界により重要な生活の根拠がある限り、「ユビキタス社会」の装置上の存在やコミュニティを彼あるいは彼女の主たる「帰属」先と考えるわけにはゆかない。そうでありながら、現実の世界の依存度の低下が、現実の世界のコモン共有の可能性を減じていく。想像された世界は、想像だけに留まらず、それが例え単なる想像であっても、現実の世界と関連する。

(3) 150名の群

西垣通のもう一つの指摘、「150名の群」は、人類学者ロビン・ダンバー (Robin Dunbar) の類人猿の群の規模と大脳新皮質の大きさとの関係を示す研究による。それによると、人類は、本来その大脳新皮質の大きさから言って、高々150名ほどの仲間しか持てないという¹⁴²⁾。

「150名の群」と「想像の共同体」は、密接な関係にある。即ち通常の現実の世界の物理的生活においては、「150名」を越える仲間を持つことはできないが、それを大きく越える「共同体」、特に国民としての共同体は、擬似的に、メディアの力を通してコモン(共通の何か)が提供され、作り

上げられているというのである。

そうであるとすれば、「ユビキタス社会」の装置上で展開さえるコミュニケーションにより発生する「コミュニティ」や、「ユビキタス社会」到来後の現実の世界コミュニティは、いかなる変容をするのが問題となる。前述のごとく、ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワークの諸装置は、これまで以上の情報へのアクセスの可能性、コミュニケーションの可能性、表現の可能性、コミュニティ形成の可能性を保障しているように見える。であるとするならば、これらの諸装置は、際限なくコミュニティを広げ、発展させていけると思わせる。しかしながら、「150名」を超える実質的なコミュニティは、我々の一個の主体としての能力から考えると、困難であるということなのである。情報の氾濫について触れた諸状況を合わせ考えると、密な、従って多くの情報を共有しているだけでなく、それぞれのメンバーを気遣うことが可能であり、実質的な討論を行える100万人のコミュニティを作成するためには、更にコミュニケーションの方法、あるいはコミュニケーションの仕組みの発展が必要であり、現時点では実現不可能なように思われる¹⁴³⁾。

これまでいくつかの問題を取り上げてきたが、「ユビキタス社会」の到来は、表現の自由や、近代民主主義理論の待望する情報や価値観の多様性が、少なくとも現時点では氾濫する可能性が高い¹⁴⁴⁾。それがもたらすものは、サンステインが「分極化」として¹⁴⁵⁾、シェンクが情報の氾濫として警鐘を鳴らしたように¹⁴⁶⁾、一方では収拾のつかない多様な分極へ、他方では極端への収束へと、いずれにおいても民主主義システム上で必要なコミュニティの、あるいはコモンの崩壊をもたらす可能性を十分に秘め、討論の、熟考の民主主義システムの崩壊の危機なのである¹⁴⁷⁾。

第2節 New Middleman の登場と情報の仲介

(1) 情報仲介者

「ユビキタス社会」到来までであれば、「想像の共同体」を可能ならしめ

ているマス・メディアは、情報についての Middleman (仲介者) であり、この能力を持つのはマス・メディアだけであった¹⁴⁸⁾。多様な取材活動を通じて得られた多種多様かつ大量の情報から「伝えるべき」情報を選び出し、加工し、伝達していく。そこには情報の収集があり、選考があり、伝達があり、そこから得られる利便性、そして利益が存在する¹⁴⁹⁾。これらの情報選択を行う基準は、やはり「ニーズ」である¹⁵⁰⁾。

この情報の Middleman は、マス・メディアによる表現手段の独占状況においては決定的な役割を果たしてきた。市民に与えられる情報、特に統治に関する情報は、そのほぼ全てがマス・メディアによってもたらされたといってもよい状況があった。第4の権力と呼ばれたゆえんである¹⁵¹⁾。

ところが、「ユビキタス社会」の中でもいわゆる「インターネット」の到来は、これまで、マスに表現することを許されてこなかった一般市民にも、マスに対して表現を行う手段と機会を与え、更には様々な情報をマス・メディアを通さず広く行き渡せ、流通させることができるようになったことに伴い、情報を得る手段をも市民に与えた。このことにより従来型の情報 Middleman であるマス・メディアは凋落したと考えられた¹⁵²⁾。

現在、先進国においては、多くの人々が「ユビキタス社会」の装置に触れる機会を得るに至り、多くの者が、様々なメディアを通し、時、所を選ばず、国境を越えネットサーフィンをし、E-mail や Web チャット、ニュース・グループなどを通じての多様な形態でコミュニケーションを行っている。あるいは経済活動を行っている。Web Page は数えきれず、その内容は、合法、違法を含め想像を遙かに超え、増殖し続けている。人々の前に置かれたディスプレイ (画面) の向こうには、今まで人類の経験したことのない多様で魅力的な「世界」が広がっている。できれば、この「世界」の中でのみ生きていきたいと考える者も少なからず存在するであろう¹⁵³⁾。

ところが、「ユビキタス社会」の入り口に立った現在でも、人々は、少なくとも多くの人々は、TVを見る、あるいは新聞社の提供する、あるいは

は後述の新たな Middleman が提供するニュースを読む¹⁵⁴⁾。新聞や雑誌など古典的なメディアを通して情報を得る者も未だに相当数存在する¹⁵⁵⁾。このことがいかなる要因に基づくものかを明らかにすることは、私にはできない。しかしながら、いくつかのあり得そうな推察をすることはできる。

まず一つには、「ユビキタス社会」の諸装置上には、TVなど旧来のメディアを補完するだけのコンテンツが揃えられていないというものである。これは一つには、動画を始め、様々な技術的な制約があるためである。しかしこれは、早晚技術的な対処がなされるであろう。例えば、「ブロード・バンド」化はその一つの例であるが、この言葉自体、数年も立てば忘れ去られるであろう。また、ハードウェアに対してソフトウェアの、或いはコンテンツにつき開発が遅れているともよく言われるが、インタラクティブ(双方向性)をその本質とするこれらの諸装置に対してTVがどれだけ対抗できるかは疑問である¹⁵⁶⁾。

次に、通勤電車の中などのように、物理的にいつものメディアへのアクセスが不可能か、そのようなサービスが行われていないという状況も考えられる。しかしこちらも早晚、技術が解決しそうである。「ユビキタス・コンピューティング」及び「ユビキタス・ネットワークング」が進展すれば、特に無線技術の進展は、おそらくは時、所による制限をこれまでの技術がやってきたように取り払っていくことと思われる¹⁵⁷⁾。

もう一つは、より重要に思われる。それは、更に多彩な情報をもたらし、その多様なサービスで魅了する、つまり多くの時間を割くこととなる「ユビキタス社会」の諸装置の出現は、忙しい現代において、新たな生活要素であり、シェンクの言うようにその多忙さを加速する。それでいて、現実の世界にその身を置く限り(実生活がある以上)、現実の世界の鎖を断ち切ることは未だできない。それ故に、それなりに生活の根のある現実の世界について多くのことを知らなければならず、そのためにも現実の世界を形成している「情報」を得ようとしているのではないだろうか。しかも、シェンクの言うように「手っ取り早く」、「ある程度の信頼」のおける情報

を得ようとしているのではないだろうか¹⁵⁸⁾。そうだとすると、世界を切り取るマス・メディア、特にTVは理想的であると言える。このことは、「想像の共同体」を、現在おそらく効率的にこれらが創出していることからしても推定できそうに思われる。

このような動機から見れば、例えば技術の進展により様々なメディアが統合され一つの画面上に種々雑多な情報を同時に表示することができるようになった場合においても、現実の世界での生活に必要な最小限の情報は、形態は変わるにせよ求め続けられるように思われる。少なくとも全てが「個人化」されるのではなく、どうしても社会的な側面、しかも現実の世界の存在が要求する部分が残るように思われる。そしてこの要請に応えるために、ある程度のコモンを提供するメディアが依然利用されていくのではないかと思われ、残さなければならないように思われる。

(2) New Middleman の登場

他方で、特に第3章第2節⁽¹⁾「情報の氾濫とメディアの氾濫」において見てきたように、情報の氾濫状況そしてそれによってもたらされる混乱状況の中で、西垣は、「ユビキタス社会」の諸装置を通じての経済活動の上で、消費者と生産者を「情報的」に仲介する、New Middleman が登場することになるとする。これは、物流にかかわる情報流における仲介業であるとする¹⁵⁹⁾。ここで、西垣が挙げているのは、メーカー縦断的に自動車情報を集め、そこを通して売買が成立すると仲介料を得る、という類のものである。これは実際に既に存在しており、今では本やDVD、CDなどを販売するだけでなく、オークション・サービスを提供するもの、Webページに出店をし、そこで営業を行わせるテナント形式のものなど、ネットワークを通じて仲介するWebサイトは多い¹⁶⁰⁾。

これら新しいNew Middleman は、いわゆる「インターネット・ショッピング」に見られるように、地理的・時間的な障害を越えて、多くの消費者と繋がることのできるメディアが登場し、しかもその決済をそのメディ

アを通して行うことが可能になったことにより発生した¹⁶¹⁾。このシステムは、氾濫する情報を、ある分野において網羅的に収集整理し、忙しい人々に分かりやすい形で提供するという機能と、その場でのショッピング、すなわち提供者と需要者を結びつけ、そこで取引を媒介するという二つの機能が統合されたものである。

この New Middleman は、経済の分野だけに現れるものではないであろう。上記経済上の New Middleman も情報の提供を行っており、これを含めて情報の Middleman は、形を変えつつ、あるいは多様化しつつその存在を、New Middleman として現してくるであろう。

「ユビキタス社会」において、上記以外で特に情報の New Middleman として例示されるものとしては、ポータル・サイトと呼ばれる、様々な Web ページへメニュー形式でリンクを張るサイトがある。ここにリンクを張られるサイトは、そのポータル・サイトのテーマや性質にもよるが、多く主要な Web ページである。人々が何かを探すときに、よく知られた妥当なリンクを提供することが多いようである。

次に、サーチ・エンジンやディレクトリ・サービスである。これらは、やはりリンクを提供するが、何かを探そうとするとき、一般的なものだけでなく、特に旧来のメディア、サイトには無いようなもの、過去の記事、そして他分野のもの、マイナーなものを探すとき、多く用いられる。

以上は Web ページ形式であるのが一般的だが、一定以上の数に配信を行うメーリング・リスト・サービスなどは、New Middleman として見る事ができるであろう。特に特定のテーマにつき、定期的に情報を送るものであるが、政府、自治体、企業、個人など様々な発信主体があり、その他の New Middleman と一列に扱うことは難しいかもしれない。しかし Web ページ等は公にされている情報へアクセスすることにより情報を得ることができるのであるが、このシステムを用いると、各個人に直接情報を送り込むことが可能であり、読むか読まないかの選択はできるとしても届いていることから、その自動性・強要性において Web 形式などとは

性格を異にする¹⁶²⁾。

最後に、新聞社など既存メディアが発信する Web ページ、そして新たに参入した「ニュース」のページなどがある。これらは当然に情報の New Middleman の性格を持っている。

またこれらは、ポータル・サイトのように、自らの主たるサービス以外の情報を付することも多く、複合的な性格をもつことも意識されなければならない。

第3節 新しい「マス・メディア」構成

(1) 「民主主義システム」と情報の仲介

本稿の対象とする「民主主義システム」との関連で、特にここで問題とすべきは、「ユビキタス社会」の到来により、よく言われるように、必要な情報が行き渡ることと同時に、「マス・メディアの情報発信」の独占が解体され、「対抗言論」を基軸とすることができる、平等なフォーラムが形成されたかどうか、そしてそれが「民主主義システム」に不可欠なコミュニケーション空間たり得るかである。ことさら、代表民主制を採用する統治形態においては、このコミュニケーション空間において、民主的「選択」の基礎となる種々の情報が余すところ無く伝えられ、自由にまた建設的に意見交換・討論が行われ、自由に意思が形成されるという、「選択」のための「熟慮」と「熟考」が可能とされているか、あるいは「熟慮」と「熟考」をもたらす条件が整えられているかどうかの問題とされなければならない。

これまでに見てきたように、「ユビキタス社会」における情報流には、多様かつ真偽不明な情報が氾濫している状況にあり、また、個人が自らの趣向に没頭できる環境のもとでは、一方で情報の流れを整えて取捨選択してくれる媒体が、他方で「想像の共同体」の基盤となるコモンを提供する媒体が登場しなければならない。前者を満たす媒体は、登録情報に従い欲しい情報だけを伝えてくれるニュース・システム(メール)や、特定の討

論を行うためのBBSなどが存在し、これが更に「個人化」させる可能性のあることは見てきた。しかしこのように、市民が「私」へ埋没していきだけのシステムだけが機能するのでは、「民主主義システム」という「公」に関わる部分が抜け落ちてしまう。

そこで、サンスティンは、言論についての「ニュー・ディール」の必要性を説き、市民が「民主主義システム」にとって必要な情報にさらされるよう提言をしている¹⁶³⁾。しかし、前述のように、一方で「私」へ埋没していこうとしながらも、現実の世界に生活の基盤を持つ現在、現実の世界で必要な最低限の情報を、「手っ取り早く」「ある程度の信頼」のおける方法で入手しなければならない。例えば、仕事上の情報だけでなく、出勤に関わる天気や交通機関の状況、会話に必要な芸能情報などかもしれないが、それでも現実の世界の市民達がある程度共有しているはずの情報である。これらをメールで受け取ることは可能であるが、まとめて時間差なく得るには、これらを要領よくまとめ放映し聞き流していくことのできるテレビが良いかもしれない。あるいは、更新の素早いニュース・サイトやポータル・サイトであろう。いずれにしても、多分野の新しい情報を即座に系統的に伝え、概括してくれるメディアへの要請が、またその存在意義があるように思われる。従って、問題は、このメディアが「民主主義システム」に寄与する情報をどのくらい提供しているか、あるいは提供しようとしているか、また提供させることができるか、そしてその質である。そのためには少なくともこの種の New Middleman を含めて改めて「マス・メディア」の構成を検討し、位置づける必要がある。

(2) フォーラムと「対抗言論」

「民主主義システム」において必要な「討議」を実現するフォーラムとして、「ユビキタス社会」のコミュニケーションを見た場合、それが平等なフォーラムであり、「対抗言論」の原則が妥当するフォーラムかが検討されなければならないとも思われる¹⁶⁴⁾。サンスティンも前述のように、

政治的平等を強調した¹⁶⁵⁾。

いわゆる「インターネット」上においては「対抗言論」の原則が妥当すると言った場合でも、それは、文脈により検討されなければならない。例えば、ある BBS における名誉毀損が問題となった場合と、新聞機能を果たす新聞社のページや、ポータル・サイトにおける名誉毀損では、やや問題を異にするように思われる。BBS など、大小はあるが特定の集団がその主な利用者であり、頻繁にその利用者がチェックするような、またその利用者が同様の形態の発言を行えるような条件のあるコミュニティあるいは装置上では、それがきちんと機能しているのであれば、「対抗言論」の原則は良く妥当するかもしれない。それでも、それまでのそのフォーラムにおいて獲得された地位、あるいは発言力の問題は残るように思われる。

もちろんシステム・オペレータは、別格である場合がある。別格だからこそ、ニフティ・サーブ事件においてもプロバイダの責任と共にシステム・オペレータの責任が問題とされたのである¹⁶⁶⁾。従って、その BBS の構成の仕方、ルールにもよるが、プロバイダやシステム・オペレータなどに「対抗する」ためには、救済において「対等」にするため、発言の「補強」を行う必要性が出てくるなど、バランスを取ることが必要であると思われる。また、訂正・謝罪を法的に強制するなどの場合には、別途、マス・メディアにおけるそれらと同様、信条の自由を含めた「反論権」の問題が再び現れることとなる¹⁶⁷⁾。

他方、新聞社のページや、ポータル・サイトの記事のように、不特定多数を対象とし、常にアクセスする主体が特定されにくく、またその確実性もはっきりせず、文書量が多く、元々「権威」が潜む(つまり発言力に差がある)、更新の早いページにおける名誉毀損の場合、「対抗言論」で対応すべきであるとは一概には言えないように思われる。そのページ自体への「対抗言論」を認めるならば、従来マス・メディアについて行われてきた「反論権」や「アクセス権」の問題を通らなければならないであろうし、他のメディアからの「対抗言論」によるというのであれば、新聞社同士の

ど、同じ影響力を持った者同士であるような特殊な場合を除き、評価は難しいとしても影響力や発言力の格差問題を見過ごすわけにはいかないであろう。これらが解決してもなお、司法的介入の是非、方法、金額、その他の救済の問題は残るであろう。

ここでは名誉毀損の問題として考えてみたが、「事実の報道」についても同様の問題が起こる。やはり、非常に測りづらい「発言力」と「影響力」の格差を考慮に入れなければならないであろう。このことは、前述のシェンクによる、「anecdote」の主張を見ても明らかである¹⁶⁸⁾。

ところで、「対抗する」ために、既存勢力の「影響力」を借りることはできる。例えば、多くのメンバーを有する他の領域にも「影響力」あるBBSに書き込みを行い、その後ろ盾を得るような場合、多くのメンバーを有するメーリング・リストへ投稿する場合などはこれに当たるだろう。いずれもその主張に対しての理解が得られた場合に限られるであろう。このような「機会」あるいは方法が補償されているため、平等で自由な「対抗言論」のフォーラムである、とするにはやはり抵抗がある。このような方法は前述のように、その主張に対して理解が得られた場合だけに限られるだけでなく、そのようなメディアを探し出し、書き込みをし、理解を得るため努力をするという、負担を一方にのみ課すことは妥当でないように思われるからである。勿論、このような「機会」、方法が与えられたことは評価されなければならないが、それでもやはり何らかの「干渉」が必要となる場合があると思われる。

このように見てくると、特に「民主主義システム」との関連における「公」の情報提供及び討論においては、New Middlemanを含めた「マス・メディア」が大きな役割を依然果たす可能性があり、情報や議論を少なくとも国政レベルへと広げる為には、このような「マス・メディア」の役割を無視するわけにはいかない。例えば、BBSは、かなり限られた問題について、何万人という大規模でない議論を行うには良いシステムであるといえるが、「世論」を形成するような議論に発展させるには単独では不十

分である。ここに「マス・メディア」の役割がある。「対抗言論」を補強するためにも、「対抗言論」によって形成された議論を「世論」にまで広げ、さらに広い議論とするためにも、新たな「マス・メディア」の位置づけが重要であるように思われる。

(3) 「マス・メディア」の位置づけ

いわゆるメディア規制3法(案)についての議論が示すように、マス・メディアの影響力は少なくとも今のところ、衰えたとは言え、大きなものである。マス・メディアが唯一の「報道機関」あるいは「番組提供者」では無くなったが、未だ巨大な存在である。韓国における2001年大統領選挙において、「インターネット」市民新聞「OhMyNews」が大きな役割を果たしたとされるが、これを取り上げた「マス・メディア」、広がりを持たせた「マス・メディア」の役割を忘れてはならない¹⁶⁹⁾。また、アメリカにおける大統領選挙においていわゆる「インターネット」の果たす役割が強調されるが、これもまたTVなどと合わせた形で選挙戦が行われる。2回の湾岸戦争においては、その時代のメディア状況が大きく影響した。1991年湾岸戦争においては、テレビによる戦争の生中継が管理された中で行われ、「情報戦」と言われ、我々は多く特にニュース専門ケーブル系テレビ「CNN」の中継を既存TVを通して見たが、2003年湾岸戦争においては、いわゆる「インターネット系」テレビ「アルジャジーラ」が主役となった。そして多くの者は、既存TVを通して「アルジャジーラ」の放送を見た。このようにメディアの混在がありながらも、これらは複合的に情報を流す形態となっている。

また、デジタル・ディバイドがここでも問題となる。日本における「インターネット」利用者人口は2002年末現在で、約6,942万人、人口普及率54.5%と推定されており¹⁷⁰⁾、急速に増加している。しかし、人口普及率は、未だ半数を超えにすぎない。そしてこれは、先進国といわれる国々での状況であり、世界的にユビキタス・コンピューティング及びユビキタ

ス・ネットワーキングの恩恵にあずかっている者はそれほど多くはない。

例えこれらの諸装置の恩恵にあずかっているとしても、例えば日本を例にとれば、利用形態においても携帯電話による利用など、限られた用途にネットワークを利用する場合も多く、携帯電話で視聴可能なコンテンツが限られていることから、世界の図書館あるいは世界に広がるコミュニケーション空間としてのネットワークという資源を十分享受しているものとは言えない。

更に法制度についても、日本においては、公職選挙法により「インターネット」での選挙活動は禁じられていると解されており¹⁷¹⁾、特に「民主主義システム」との関連では、ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワーキングの諸装置がフルに活用できる状況にはない。

このようなことから、いまだ旧来型の「マス・メディア」に New Middleman を含めた新しい「マス・メディア」の位置づけが「民主主義システム」においては肝要となることが分かる。また、新しいメディアの創生期においては、新しいメディアは通常、既存メディアを模範として発展をしていくことが考えられる¹⁷²⁾。従って、これら新旧の Middleman を分断せずに、その機能から位置づける必要もあるように思われる。

(4) New Middleman を含む「マス・メディア」の形態と情報の「質」

ユビキタス・コンピューティングやユビキタス・ネットワーキングの中にも Web ページなどの形態をとる TV や新聞あるいはこれに近い機能を果たすものがあることは記述した。そして、これらが「ユビキタス社会」においても「想像の共同体」帰属に必要な、「手っ取り早く」「ある程度の信頼」のおける情報を提供し、あるいは提供する可能性があり、ユーザはそのように利用している。

この中には、前述のごとく、既存メディア、新聞・雑誌によるニュース・サービスの他、ポータル・サイトと呼ばれるいわばメニュー形式の玄関リンク・サービス等もあり、詳細情報などに関しては、特に検索サービ

スを提供するサーチ・エンジンやディレクトリ・サービスのような実質これらの役割を果たすもの、その他にも様々このような役割を担っているものもあり、また複合的なものもある。

この情報発信及び議論の主体を考えると、「表現の自由」を行使する市民ユーザと、新たな「マス・メディア」である New Middleman との境界をどこに引くか、あるいは引くべきかが問題となるであろう。オンライン新聞やオンライン・ジャーナリストの出現は、「報道」の世界を組織化された記者だけでなく、一般市民にも開くことになった。

これに対し、従来型の「マス・メディア」は、有効な情報発信手段を資本によって、多くは企業として独占するという形態があり、これらの情報発信手段を持たない一般市民との区別は比較的容易であり、従来のマス・メディア論あるいは表現の自由論は、この峻別を前提に、この峻別を問題としてきた。しかしながら、いわゆる「インターネット」そしてそれに続く「ユビキタス社会」の登場は、資本を持たなくとも十分に世界に向けて情報を発信することができるようになり¹⁷³⁾、この2局構造を打破したようにも見える状況を作り出している。そのみならず、種類のメディアがデジタル技術により統合され¹⁷⁴⁾、一つのディスプレイに、場合によっては同時に複数の番組や情報が表示されることになれば、ますます主体の区別をすることが困難なようにも思われる。

にもかかわらず、本稿において「表現」あるいは「情報提供」の主体にこだわり、今以て「マス・メディア」の概念を修正しながらも維持しようとするのは、一つには、前述の通り、「公」の「民主主義システム」に不可欠な、コミュニティとしての、「世論」としての意思形成を行うために必要な情報の提供及びこれに基づく議論の展開において、New Middleman を含む「マス・メディア」が大きな役割を果たすであろうし、現在においては果たしているという観測を持っているからである。

もう一つの理由が、「情報の質」である。従来型のマス・メディアは、良くも悪くも資本により組織化され、一つの記事が公表されるまでには、

例えばデスクや編集部のチェックが行われてきた。この統制こそが、記者の内部的な自由の議論を呼び、「編集権」の議論を呼んだのではあるが¹⁷⁵⁾、同時にこのチェック体制は、情報の「質」をも保つ機能を果たしていたはずである。特に、チェックと裏付け取材のシステムは、世に出回る情報の「質」あるいは「真実性」をある程度担保してきたように思われる¹⁷⁶⁾。

従来のマス・メディアにおけるこれらのチェック機能も、1980年代から進んだ、IT化により、記事作成の効率化が進められ、現場記者の入稿がそのまま記事となる、いわゆるサテライト・ジャーナリズムが普及する中で失われたと懸念され、誤報や偽造などの問題を多く引き起こしたとされる。現在においては、この状況が更に進展しているように思われるが、それでも複数の人間が関わって作成されていることは、「質」の確実ではないがある程度の担保となるはずである。

これらのチェック機能は、「市民の表現」には勿論ほとんど働かない。しかも、「サイバー・スペース」という「仮想空間」であるとのとらえ方が、あるいは「匿名性」が確保されているという誤認が、市民の自由な表現を呼んでいると共に、これらのいくらかは無警戒且つ無責任なものとなってしまっている。勿論例えばBBS上で不適当な発言をしたために、攻撃されるということはある。しかしこれは、ある程度以上の極端な状況であろうし、またそのチェック、修正、矯正が正しい方向で行われるという担保は、従来型マス・メディアにおける組織化されたチェック機能に比べ、更に薄弱である。これが、更に広く、真偽の付かない膨大な情報が氾濫する「サイバー・スペース」として認識された「公」の「空間」で行われるかは、大いに疑問である。

(5) コミュニケーションの階層と New Middleman を含む

「マス・メディア」

レシグは、問題となっている技術が生んだコミュニケーション・ツール、特にいわゆる「インターネット」が「レイヤー」(layer)と呼ばれる

層を積み重ねた技術によって形成されるとしているが¹⁷⁷⁾、この階層というとらえ方は、境界の流動性を含み込ませることにより様々な構造に適用することができる。ここでは、「ユビキタス社会」におけるコミュニケーションを「民主主義システム」の観点から、必要な限りで階層化して整理をしておきたい。

ある市民の提供する「表現」もしくは「情報」を便宜的に出発点として、コミュニケーション階層の最下層に位置づけるとすれば、この最下層には、真偽のみならず、意味、脈絡、価値などが不明なものも含め多種多様なコンテンツが累々と横たわる。そしてこれらが、次の「表現」や「情報」のきっかけとなることもあれば、独立して新たにこの層に「表現」や「情報」が注入されていくという過程が進む。この中には、例えば Web ページや BBS のように消えていく「表現」や「情報」も含まれるが、現段階においては、量的に増大しつづけているものと思われる¹⁷⁸⁾。

最下層の「表現」ないし「情報」が継続性を持って存在し、一定の認識と反応を持って広がりを持った場合、あるいはそこから何らかのテーマないし問題が抽出された場合、そこには時間的・空間的・人的広がりを見ることができ、最下層の洪水の中から一步抜け出た、中階層の「表現」ないし「情報」と見ることができであろう。例えば、ある BBS において議論が行われる、あるいは個人的あるいは比較的小さなコミュニティの Web サイトに継続的に掲載される情報などはこの層に含めることができるであろう。

Web サイトを横断的に越え、複数の BBS や Web サイトにおいて継続的に議論がなされ、あるいは、一定限度以上のアクセス数のあるニュース・サイトやポータル・サイトやその他に掲載される「表現」及び「情報」は、このレベルから突如現れる「表現」や「情報」もあるが¹⁷⁹⁾、更に中階層から抜け出したものと言うことができ、「世論」という、一定以上の広がりを持った「意思」形成に関与する、上層階の「表現」や「情報」と言うことができるであろう。

これらは、前述のごとくその境界は流動的であるのではあるが、最下層から上階層に向けて量的に集約されていくものと思われる。ここで注意しなければならないのは、質的に向上することは担保されていないということである¹⁸⁰⁾。しかしながら、最上階層まで到達すれば、どのような「表現」及び「情報」も、それなりに人々の意思形成に作用する。

それでは、New Middleman を含む「マス・メディア」は、この階層の中でどのような役割を果たすであろうか。一つには、個人的な嗜好を満足させるためのフィルター機能付き情報提供者としての役割を果たすであろう。このようなサービスはあまたある。これは、最下層表現のように見えるが、実際には最上階層の、直接多くの市民に訴えかける表現である。次に、前述のごとく、多くの情報の中からテーマや問題を抽出し、より広く広める役割を果たす。これは最下層から中階層、中階層から最上階層へと「表現」や「情報」を「引き上げる」役割を果たす。ここにおいて、補強される場合もあるであろうし、そのまま伝えられる場合もあるだろうが、これも人々の意思形成に大きな影響を与えるだろう。更には、このように各階層の「表現」や「情報」が存在する場合、それらに対する「批判」や「訂正」を行う力を持っているものと思われる。数だけでなく、質においても信頼が置かれている New Middleman を含む「マス・メディア」であれば、なおさら強力なチェック機能を果たすであろう。

このように見てくると、「表現」や「情報」のそれぞれの階層で、「表現」や「情報」に目を配り、上階層へと「表現」や「情報」を引き上げ、あるいは「表現」や「情報」をチェックし、「批判」し「訂正」する機能を New Middleman を含む「マス・メディア」は持ち合わせ、あるいはそのような機能を果たすことが求められるのである¹⁸¹⁾。

New Middleman を含む「マス・メディア」がこのような、一見その「影響力」において有意な差のある「権力」を持ちそうではあるが、これらに対してチェック機能も働く。一つにはよく言われるように、「ユビキタス社会」が多くの人にオープンにされた、形式的には平等に見えるメ

ディアであり、様々な形で「批判」を展開することができるからである¹⁸²⁾。また、それほどの資力を必要としない Web 上の表現などであれば、これまでの弱小マス・メディアも対抗することができる可能性がある。このように、それぞれの主体は、相互に補完・参照され¹⁸³⁾、チェックされながら展開されることが望ましく、New Middleman を含む「マス・メディア」もこのような観点から位置づけされることが必要である。ここでは、アメリカにおける「民主主義システム」を焦点とした新たな意味での「or of the press」論の再考が求められているのである¹⁸⁴⁾。

まとめにかえて：今後の課題と視点

以上、「思想の自由市場」論に見られるように、情報や表現は多い程良く、その趨勢には手を出さない方がよい、との考え方、そしてこれに答え、この状況を加速させる「サイバー・スペース」と意識されたメディア現在では次の段階ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワークの装置へと変貌しつつある の登場に対し、「民主主義システム」の観点から検討を加えた。特にそのシステムと主体に焦点を当て問題点を抽出し、New Middleman の登場とこれらを含む「マス・メディア」の意義、そしてこれらを位置づけることの重要性を見てきた。しかしながら本稿では法制度上への具体的位置づけ、その実現方法への具体的方策提示を十分行うことはできなかつたため今後の課題としたいが、現段階において、ここでの到達点を踏まえながら、特に必要であると思われる若干の視点を挙げておきたい。

サンステインは、情報技術のもたらす個人の選考に基づく情報の個人化と民主主義との関わりにつき、市民が積極的に求めなかつた情報と思いがけず出会うこと、マス・メディアなどを通じて市民が共通体験をすることの重要性を強調する¹⁸⁵⁾。サンステインはこれをいわゆる Web ページ上に実現させるために、リンクの活用を訴える¹⁸⁶⁾。この議論では情報受領に

焦点が当てられ、情報が、即時かつ単体で現れるのではなく、偶然性を保障した形で多角的に得られるように求められている。例えば、情報を受領する場合にも、図書館の書架において、目的の書籍を探す間にその他の書籍を目にすることに着目したい。サンスティンの主張は、このその他の書籍が目にはいることをも保障するものであるが、もう少し拡張するのであれば、周辺情報が目にはいるようなプロセスを保障することであると言える。情報化の進展した「ユビキタス社会」においては、問いに対する即座の回答あるいは解答を求められる傾向があるが、これらの知識を豊かな内容あるものにするのは、その背景と共にその知識を得るために通ったプロセスや、迷いも含めたそれまでの過程の積み重ねである。従って、保障すべきは、この一見無駄とも思えるプロセスであるとも言える。

この主張に従うとしても、現状の「ユビキタス社会」の議論は、更に二つの問題を意識しながら進めなければならない。一つには、「ユビキタス社会」が技術によって成り立っているからこそ、技術への過信をしてはならない。ことさらユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワークの装置が提供するサービスが、本稿でも注意深く取り上げた通り、独立「世界」を形成するとの意識は、ともすれば、この「仮想世界」への逃避を許すことになりかねない。この意識は、立論だけでなく、人々の意識にも深く根ざす問題でもあり、社会あるいはコミュニティ形成に致命的な影響を及ぼすように思われる。

二つ目には、「民主制」と「コントロール」が綾をなしてもたらず、「選択の畏」とも言うべきものである。前述のごとく、技術によって形成される「ユビキタス社会」においては、フィルタリングについてよく言われるように¹⁸⁷⁾、そして本稿でも扱ったように、装置の行う現実の処理とユーザの見るインターフェイス上の処理はかけ離れつつある。ここでは、技術が現実の処理にますますマスカレード(仮面)をかける一方で、実は例えば、いわゆる「インターネット・ショッピング」に典型的に見られるように、プライバシーなどはその利便性のためにマスカレードがはがされて

いつているにも関わらず、ユーザには意識されないのである。それでいながら、人々の「選択」を「民主的」として重視する。これは、「コントロール」という技術をもって、ユーザの無知を良いことに、「民主的」との価値を「正当化理由」として濫用し、「ユビキタス社会」のみならず社会全体を一定の方向へと導くことを可能にしていくように思われる。そうであるからこそ本稿では、「ユビキタス社会」に現れる主体を抽出し、性格を検討した。

この様な問題状況のもと、前記一見無駄とも思われるプロセスを保障するにつき、New Middleman を含めた「マス・メディア」はいかなる役割を果たすことができ、いかなる位置づけを行えばよいかが次の問題である。この問いに全て応えることはできないが、以下の点を指摘しておく。

本稿で述べてきたとおり、New Middleman を含めた「マス・メディア」は、旧来の社会から「ユビキタス社会」へと構造変化する中で、一方でその独占的な地位は失ったとしても未だ大きな力を持っているだけでなく、新しい役割も果たしあるいは期待されつつあり、他方で上記一見無駄とも思えるプロセスを提供する手段をも手に入れたとも言える。すなわちインタラクティブな、それでいてユビキタスなメディアとしての発展は、やり方によれば、継続的にユーザとの絆を保ち、道程を楽しませ、そこに様々な要素を織り交ぜたインタラクティブなサービスを提供する、すなわち前記プロセスを提供することができる可能性があることを示している。New Middleman を含めた「マス・メディア」は、その知名度と、組織、資産を用い、技術のマスカレードを利用しながらもコンテンツ(内容)によって、この機能を実現する力を持っているようにも思われる。

このサービスが具体的にどのようなものであるかは未だ不明であるが、New Middleman を含めた「マス・メディア」がこの様な機能を持ち、新旧様々なメディアと競合し相互にチェックしあい、バランスを取ろうとするとき、改めて新しい枠組みの「マス・メディア」が新しいジャーナリズムを形成し¹⁸⁸⁾、「ユビキタス社会」の到来によってもたらされた多様性を

保障しつつ、「創造の共同体」を結び、主体的市民を作り上げる役割を果たすのではないかと思われる。

- 1) 「ユビキタス (Ubiquitous)」は、ラテン語に由来し、「神があらゆる場所に遍在する」という意味である。ユビキタス・コンピューティングの概念を最初に提唱したのは、米ゼロックス社が設立した研究所 “The Palo Alto Research Center (PARC)” の研究者だった故マーク・ワイザー (Mark Weiser) 氏とされている。同氏はユビキタス・コンピューティングを、複数人間が1台のコンピュータを扱う「メインフレーム」時代(第1世代)、1人が1台のコンピュータを扱う「パソコン」時代(第2世代)に続く、1人が複数のコンピュータを扱うようになるコンピュータの第3世代を示す概念として提唱したとされる。ワイザー氏につき、<http://www.ubiq.com/weiser/> (2003年12月21日アクセス)、ユビキタス・コンピューティングにつき、同ページ及び <http://www.ubiq.com/hypertext/weiser/UbiHome.html> (2003年12月21日アクセス) を参照のこと。ただし多くが欠損している。総務省による「ユビキタスネットワーク技術の将来展望に関する調査研究会」につき、http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/yubikitasu (2003年12月21日アクセス) も参照のこと。

なお、よく「サイバースペース」という言葉が用いられるが、第1章⁽²⁾「コントロールへの発展と『ユビキタス社会』」で見られるように、本稿ではこの言葉は誤解を生むというシャピロの主張に従い、あるいはその言葉の「自由」なイメージが正確な認識を狂わせるという主張をうけ、ユビキタス・コンピューティング及びユビキタス・ネットワークの諸装置が作り上げる現実の世界も含めた社会を想定し「ユビキタス社会」と呼び、区別する。

- 2) システムとして民主主義を見、あるいはそこで機能すべき表現の自由を系統的に捉える見地は、本稿で扱われるマス・メディアとの関係では、ペンタゴン・ペーパーズ事件のダグラス判事(ブラック判事同意)意見 (New York Times Company v. United States, 403 U. S. 713 (1971)、邦訳『法律時報』43巻11号(1971年9月号)55ページ以下)、これを受けた、ヴィンセント・ブラシ (Vincent Blasi) の「チェックング理論」に典型を見ることができる (Vincent Blasi, “The Checking Value in First Amendment Theory” (1977 America Bar Foundation Research Journal (1977) 521-))。
- 3) See infra note 13.
- 4) 松井茂記『インターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日)315ページ以下では、様々な「電子民主主義」の試みを示し、その可能性及びその課題を、「市民的公共圏の再建の可能性」などと絡め、論じている。
- 5) Lawrence Lessig, “Code and other laws of cyberspace” (Basic Books 1999) at p. 41、邦訳『コード (CODE) インターネットの合法・違法・プライバシー』(山形浩生、柏木亮二他訳、翔泳社2001年3月27日)73ページは、都合の良いアーキテクチャを実配備するためにユーザが選択するようにするポイントは、強制ではなくインセンティブを作り出すことであるとす。そして多く商業がこの役割を果たしているとする。
- 6) ここでいうコミュニケーションとは、意思の疎通を目的にした表現のやりとりを中心に、

意思を形成するために必要な情報の伝達をも含めた、「情報」のやりとりであるとしておく。

- 7) この新しいメディアをどのようにとらえるか自体、及びこれに対する法的対処の方法が大きな問題となっている。例えばレッシングとイースターブルック (Easterbrook) の「サイバー・スペース法」の必要性についての対立を参照のこと。Frank H. Easterbrook, *Cyberspace and the Law of the Horse*, 1996 U. CHI. LEGAL F. 207 (1996), Lawrence Lessig, *The Law of the Horse: What Cyberspace Might Teach*, 113 HARV. L. REV. 501 (1999). また、指宿信編集代表『サイバースペース法 新たな法的空間の出現とその衝撃』(日本評論社2000年4月10日)の指宿信「はじめに」を参照のこと。
- 8) 「ユビキタス社会」を構成する諸要素は、後にも検討するように、その技術発展と共に変化していくため、ここでの議論は本稿執筆時点(2003年12月21日現在)における技術状況及び可能な比較的短期的将来的観測を基準としていることに注意されたい。
- 9) 多くの家電は既に様々な制御のためコンピュータを内蔵しており、いわゆる IP version 6 とブロード・バンド化を背景に「インターネット」への接続が進みつつある。代表的なものとしては、デジタル・テレビがあるが、それ以外にも外出先から制御のできるエアコンや、ホーム・セキュリティ・システムが提案されている。のみならず、バーコードに代え記録情報の多い IC チップを全ての商品に取り付けることにより、購買時に生産者情報やその素材を使ったレシピの提案を受けるだけでなく、クレジットカードなどの連携による、キャッシュレスのレジは勿論、レジ自体が無くなり、ゲートを通過するだけで会計され、また家庭では不足した食材を自動的に発注する冷蔵庫などが現実的なものとなっている。
- 10) 全く「管理者」が居ないわけではない。IP やドメイン名などの管理は、ICANN などが行っており、それぞれのプロバイダがサーバやそのネットワークを管理している。このことは、名誉毀損など権利侵害を行ったユーザ情報の開示に関わり、いわゆる「プロバイダ責任制限法」(「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」)の制定や、Web ドメイン名を巡る争いからも伺うことができるのであるが、一般的な感覚としては「管理者不在」と意識されているようである。なお、「プロバイダ責任制限法」につき、プロバイダ責任制限法対応事業者協議会「プロバイダ責任制限法関連情報 Web サイト」(<http://www.isplaw.jp/> (2003年12月21日アクセス))も参照のこと。
- 11) John Perry Barlow, "A Declaration of the Independence of Cyberspace" (<http://www.eff.org/~barlow/Declaration-Final.html> (2003年12月21日アクセス))などが典型である。なおこのような主張につきローレンス・レッシングは管理が可能であるどころか、このようなシステムはコントロールの道具となると批判する。Lawrence Lessig, "Code and other laws of cyberspace" (Basic Books 1999), 邦訳『コード (CODE) インターネットの合法・違法・プライバシー』(山形浩生, 柏木亮二他訳, 翔泳社2001年3月27日)。特に, p. 218 (邦訳397) 以下参照のこと。逆に, 松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店2002年9月6日) viiiは, 「インターネットという新しいメディアに対する不安感ないし警戒感のようなもの」があり, その背後には「インターネットが無法地帯であるかのような

市民の間の誤解」があるともしている。

- 12) 例えば、性別を偽ることは、比較的容易であった。それどころか性別の概念を否定することも可能であった。勿論、今日でもアバターとして知られる世界においてはこれに近いことは可能である。しかし技術及び情報を持つ者が、それが誰であるかを特定することは、以前より遙かに容易になった。それは、プロバイダとの契約、ユーザIDの登録など、現実の世界の属性と結びついた情報がつきまとうことを想起すれば、容易に理解できるところである。クレジット・サービスに別人格で加入することは、かなり困難であろうし、通常しない。そしてまさにこれらの偏在していたデータが、ネットワークを通じて統合される。ネットワーク上でのプライバシーあるいは個人情報の保護が議論される一つの理由でもある。
- 13) Lawrence Lessig, "Code and other laws of cyberspace" (Basic Books 1999)(以下、Lessig, "Code" と記す), at p. 24, 邦訳『コード (CODE) インターネットの合法・違法・プライバシー』(山形浩生, 柏木亮二他訳, 翔泳社2001年3月27日) 44ページ以下。ネットは徐々に「規制不可能な空間から、とても規制しやすい空間」へ変貌しつつあるとされている。続く, "The Future of Ideas" で, 知的財産権の法的強化などとコントロールの技術により「インターネット初期を彩った創造性とイノベーション」が抹殺される, と説く。Lawrence Lessig, "The Future of Ideas: The Fate of The Commons in a Connected World" (Vintage Books 2001)(以下, Lessig "The Future of Ideas" と記す。なお, これより前のハード・カバー版は, 同名で, Random House からやはり2001年に出版されている), 邦訳『コモンズ ネット上の所有権強化は技術革新を殺す』(翔泳社2002年11月28日)。
- 14) 「サイバースペース」なる言葉は, 良く知られるように, ウィリアム・ギブソン『ニューロマンサー』(ハヤカワ文庫 1996年, 14ページ) からの言葉である。シャピロが問題とし (Andrew L. Shapiro, "The Disappearance of Cyberspace and The Rise of Code" (1998 Symposium: Constitutional Issues Involving Use of the Internet) 8 Seton Hall Const. L. J. 703 at 704), レッシグも認めるように (Lessig, "Code" supra note 13 at p. 5. 邦訳『コード (CODE) インターネットの合法・違法・プライバシー』(山形浩生, 柏木亮二他訳, 翔泳社2001年3月27日)), 本来的には制御構造としての「サイバネティックス」を源にしていると思われる。なお, 指宿も指摘するように, ギブソン自身は, いわゆる現在の意味における「サイバースペース」と異なるとしている (http://www.addict.com/issue/2.10/html/hifi/Cover_Story/Gibson_William2/ (2003年12月21日アクセス)), (なお, フレームなどの都合によりこの URL では, 表示されない場合(「Not Found」など), トップ・ページ (<http://www.addict.com/>) から, 「Click Here To Check Out The Final Issue」をクリックし, 表示されるメニューから, 「Features」をクリックすると, 左フレームに論者のリストが現れるので, そこから「Gibson, William, Pt 2」を選ぶ。あるいは, http://www.addict.com/issues/2.10/html/hifi/Cover_Story/ から。)(2002年3月18日アクセス: 現在欠損)。本稿では前掲注1のごとく, 注意して用いている。
- 15) シャピロ (Andrew L. Shapiro) は, "The Disappearance of Cyberspace and The Rise of Code" (1998) で, まさしく, この「どこか」性に疑問を呈している。Andrew L. Shapiro,

"The Disappearance of Cyberspace and The Rise of Code" (1998 Symposium: Constitutional Issues Involving Use of the Internet) 8 Seton Hall Const. L. J. 703

- 16) See supra note 13.
- 17) Lessig, "The Future of Ideas" supra note 13, at Preface xxi, 邦訳9ページ。レッシグは、この変化が「見えない形で」進んでいくところに、特徴があるとし、その危険性を説く。
- 18) IP v. 6 は、この必要性に迫られた為に開発されたものである。
- 19) 携帯電話やデジタル・テレビのような明らかなものだけでなく、スーパーの野菜に付けられる IC チップの商品タグや車に付けられる様々なセンサーにもこの片鱗を見ることが出来る。更に処理能力の果てしない向上、ブロード・バンド化、ダウン・サイジングなどの関連技術だけでなく、バイオ、ケミカル、医学技術など周辺技術も将来大きな役割を果たしていくことになる。
- 20) 言うまでもないが、これらの諸装置は警戒心がわかないよう設計されている。コンビニエンス・ストアのお弁当やお菓子に書かれた抽選用 URL (Web のアドレス) に、携帯電話を用いてアクセスすることによりどれだけの個人情報が流れるかを、多くの者は考えない。
- 21) Lessig, "Code" supra note 13. アメリカでは、いわゆる「インターネット」が先に広く普及し、モバイルやデジタル家電よりも浸透しており、多く議論は「インターネット」中心となっているようであるが、モバイルやデジタルが意識されているとは思われる。例えばレッシグは、旧来からの様々なメディアを検討するのが常である。Lessig, "Code" supra note 13 at p. 43-, 邦訳44ページ以下。
- 22) この典型はコンピュータの世界で見れば、様々な自動アップデートだけでなく、オンライン・ショッピングなどに見ることが出来る。また、車ではオートマチック・トランスミッション車(いわゆるオートマ車)に見ることが出来る。そして、いわゆる AT (オートマ) 限定免許制度の設置により、また、CVT などの技術の発展により、ますますギアの意味を知るものは少なくなり、下りカーブをブレーキをかけながら曲がっていく車は増えていくものと思われる。
- 23) レッシグの著書 (supra note 13) や、いわゆる「インターネット」の拡張過程については、小林宏「インターネットの歴史・現状・将来」ジュリスト増刊『新世紀の展望1 変革期のメディア』(有斐閣, 1997年6月) 33ページからを参照のこと。なお、いわゆる「インターネット」の歴史については、様々なものがあるが、とりあえず、ISOC "A Brief History of the Internet" (<http://www.isoc.org/internet/history/brief.shtml> (2003年12月21日アクセス)) などを参照のこと
- 24) この時代が、冷戦期であり、ARPA ネットが国防総省の一機関であることから、軍事ネットワークから「インターネット」が発展してきたとよく言われるが、村井純『インターネット』(岩波書店, 1995年) 46ページにも指摘されるように、この説明は、正確ではないようである。上記に述べたように、高等研究の一環であったようであり、当初より軍事目的に直接関わる形で研究されていたわけではなく、また、端緒はここにあるとしても、村井も言うように (Ibid. p. 46), ARPA ネットが直接の起源であるとも言い切れないようである。前記 ISOC の歴史概観のうち "origin" (<http://www.isoc.org/internet/>

history/brief.shtml#Origins (2003年12月21日アクセス))も参照のこと。この様に、それほど古くもない歴史さえも誤解されるのは、一つにはこの研究の「閉鎖性」にもよるが、歴史的解釈がなされる程の「インターネット」なる言葉の曖昧性・多義性がある。

- 25) もちろん ARPA 以前にもコミュニティを作っていたいわゆる「パソコン通信」などもあった。ARPA 自体、異種 LAN 接続のためのシステムであった。
- 26) Supra note 13. レッシグは、「サイバースペース」なる言葉を用いるが、ここでは脚注 1 及び14でも述べたように、誤解を招くため用いず、注意して読替を行っている。
- 27) Lessig, "Code" supra note 13 at p. 30-, 邦訳53ページ以下。レッシグは、「サイバー・スペース」を念頭に置すが、本稿で対象とする「ユビキタス社会」においても、技術が装置部分を作り上げるといふその性格は変わらない。
- 28) Lessig, "Code" supra note 13 at pp. 100-101, 邦訳180~183ページ, Lessig, "The Future of Ideas" supra note 13 at p. 23-, 邦訳45ページ以下。
- 29) 最も基本となる TCP/IP 自体の変更可能性はないように思われる。これは、あまりにも多くの技術がこれを用いているためであるが、技術であるが故に、致命的な欠陥があった場合や全く新しい技術が登場した場合には変化する可能性が無いとも言えない。しかしレッシグなども指摘するようにこのプロトコルの簡便な性格から当分は変化しそうにない。Lessig, "Code" supra note 13 at pp. 100-101, 邦訳180~183ページ, Lessig, "The Future of Ideas" supra note 13 at p. 23-, 邦訳45ページ以下参照。
- 30) レッシグは、この選択を我々は常に行っており、それに従いあるいはそれを都合良く行ってくれるように整備していくのは、政府と共同したビジネスであるとしている。例えば、Lessig, "Code" supra note 13 の邦訳の巻頭、「日本語版への序文」において端的に結論づけられている。
- 31) 前述のごとく、レッシグによれば、それは政府と共同するビジネスが決定的な役割を果たす。前掲注30。
- 32) 事実 Web ページでの選挙運動が禁止されている状況で、規制が明文化されている「文書図画」でない、音声だけの Web ページにより活動を行った例がある。朝日新聞「規制より活用の方向に ネット選挙」(2000年6月21日)。なお、松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日)112ページ以下参照。
- 33) ユーザ・インターフェイスのデザインは、そのシステムとユーザとの接点であるだけに、そのシステムの性格を大きく左右する。わかりにくく扱いにくくデザインをすれば、必然的にユーザはこのシステムを避けるであろう。ユーザビリティが強調されるゆえんである。従って、ここで言う技術には、ユーザ・インターフェイスのデザイン技術も含まれなければならない。
- 34) このことは実は新しいことではない。政治的統治の形態やその制度は、その時点での技術的制約に規定されている。例えば、統治が行き届く範囲は、命令系統に、従って命令を伝える通信手段の技術に依存していると思われる。
- 35) 例えば、曽根泰教「情報社会と公共性：サイバースペースは『公共空間』たりうるか」(佐々木毅、金泰昌編『公共哲学10 21世紀公共哲学の地平』第11章)303ページなどで、「身体性」の問題にたどり着くとされている。

- 36) 情報へのアクセス可能性だけでなく、特にこの点からもデジタル・ディバイドは十分に検討されなければならない。
- 37) HTTP: Hyper Text Transfer Protocol, HTML: Hyper Text Markup Language. HTMLを用い Web ページを作成し, HTTP が Web ページの閲覧サービスを提供する。
- 38) 特に, 近年の携帯電話にはデジタル・カメラが搭載されているものが多く, 携帯電話一台で, 例えばオークションの出品のため, 商品をカメラで撮り, Web にアクセスを行い, 出品手続きを完了し, また入札に基づいて落札をすることが可能となっている。
- 39) 総務省「IT 時代の選挙運動に関する研究会」(http://www.soumu.go.jp/singi/it_senkyo.html (2003年12月21日アクセス))なども参照のこと。
- 40) この意味で, アクセス・ポイント及び回線を提供するプロバイダあるいは回線業者に関して, いわゆるプロバイダ責任法の制定は大きな意味を持つと共に, 以後の発展方向を左右するものでもあることが認識されなければならない。
- 41) 著作権規制強化につき, Lessig, "The Future of Ideas"^{supra} note 13 を参照のこと。これからの技術発展を阻害するとしている。なお, これに対して, オープン・ソース運動も紹介されている。Lessig, "Code"^{supra} note 13 at p. 100-, 邦訳179ページ以下。
なお, 新技術の実現, 回線の高速化, コンピュータの能力向上に伴い, 静止画のみならず, 動画, 音声, 或いはその複合などを様々な形で提供することが可能となってきているが, 同時にどのようなコンテンツを提供するかが問題となってきている。現在のところ, 新作も登場するが, 「懐かしもの」のストリーミング提供などに見られるように, 既存アナログ資産をデジタルに変換し提供, あるいは提供の方式をビデオやDVDからネットに変更して提供する段階であるといえるのではないと思われる。この文脈でも著作権が問題となる。新しい形態のサービスについては, これからに期待されており, こでも著作権の果たす役割を視野に入れ, そのあり方を検討していかなければならない。特に, 地上波デジタル放送の録画につき, 検討を要する。
- 42) ここでは, この技術につき詳しく立ち入ることはできないので, Impress, Internet Watch, 「P2P とワイヤレスの交差点, 第1回 P 2 P とは」(<http://internet.watch.impress.co.jp/www/column/wp2p/wp2p01.htm> (2003年10月9日アクセス))などを参照のこと。
なお, こでも指摘されているように, P2Pには, 中央サーバを利用する形態 (Hybrid P2P) と, 全く中央サーバを利用しない形態 (Pure P2P) とがあり, 有名な Napster は, 前者である。しかし, 2003年の末現在, より注目を浴び, ユーザー数を増やし, よって問題であるとされているのは, 後者であるので, こでは後者を念頭に叙述した。
- 43) Thomas I. Emerson, "Toward a General Theory of the First Amendment" (Random House 1966), 邦訳小林直樹, 横田耕一『表現の自由』(東京大学出版会1972年12月15日)を参照のこと。
- 44) 地上波デジタル放送以前でも, Windows XP Media Center のように, TVやパーソナル・コンピュータ, オーディオ・ビジュアル機器を統合し, 一つの画面の中に押し込めようとするものが存在する。今後は, この統合の足かせとなっていた地上波アナログ放送が, 2011年7月24日には地上デジタルテレビ放送に完全移行に伴い終了させることが予定されており, ますます統合化が急進することとなる (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/

whatsnew/digital-broad/schedule.html (2003年12月21日アクセス)などを参照のこと。

- 45) ここには挙げていないが、将来メディア以外の家電も大きな役割を果たす可能性がある。例えば、家中、町中の家電製品がその基本機能を果たすだけでなく、我々の所在や健康状態などを常に監視するという状況も考えられる。現に、ネットワーク化されつつある犯罪予防のための街角などへの監視カメラ設置や、Nシステムと呼ばれるナンバー自動読みとり装置は、その手始めであるとも言えなくはない。更に、定期券あるいは携帯電話への非接触型 IC チップの搭載は、キャッシュ・レス社会を進展させるだけでなく、本人認証において、あるいは購買履歴、行動履歴、所在確認など様々な応用機能を持たせることが可能であり、また目指されている。携帯電話を持ち歩くだけで、後払いで電車に乗れるだけでなく、店ではサイズや色、味の好みを踏まえたきめの細かいパーソナライズされたサービスが提供される、そのような未来はすぐそこに見えている。およそ SF 映画が想像した夢が、形をもって具体化していくと言って良い。特に IC チップを持ち歩く形態は、「ユビキタス社会」において、街中いたる所でシステムに対し常に自分であることを主張しながら歩き、また同定も確実にすることにもなることから、匿名性やプライバシーとの関連で、従って「民主主義システム」との関連でも大きな検討事項となる。
- 46) 指宿信も若干これに触れる。指宿信編集代表『サイバースペース法……新たな法的空間の出現とその衝撃』(日本評論社 2000年4月10日)「はじめに」1ページ。
- 47) ここで行われる整理は、あくまでもかなり抽象的なレベルのものである。従って、多くの例外を認めざるを得ない。
- 48) 例えば、HTTP や HTML などそれぞれに当たる。これらが、Web を構成するが、HTML は、CREN 研究者ティム・バーナーズリー (Tim Berners-Lee) によって1991年に開発された。
- 49) 例えば、「利用者達」が技術を習得し、「高度利用・開発者」となっていく、あるいは「高度利用・開発者」がそこに留まっていられるか、などの流動性は、こと変化のめざましい「ユビキタス社会」の諸装置においては十分意識されなければならないとは言え、抽象レベルでの、主役の交代をもたらすような大変動を起こすようなものではないであろう。
- 50) 携帯電話でメールを送受信する場合、それがいわゆる「インターネット」を利用しているかどうかを意識する者は少ないように思われる。単なるメール・サービスの、従って料金、あるいは相手の使う道具(パソコンが携帯電話か、どの会社のものかなど)の差として捉えられているように思われる。
- 51) これにつき、Cookie やデジタル ID を例に取りレッシグも触れる。そしてビジネスがこの変化に大きな役割を果たすと指摘されている。Lessig, "Code" supra note 13 at pp. 41, 42, 邦訳74ページ。
- 52) 通常、憲法は、国家(主権)対個人(自由)を基礎に、法人の人権論や私人観効力論などに見られるように、法人などを第3の主体と意識していると思われる。なお、樋口陽一『憲法』(創文社 1992年4月15日)26ページ以下参照。
- 53) 「インターネット」創生期のアメリカについてである。第1章(3)「『ユビキタス社会』の歴史」を参照のこと。
- 54) 「e-Japan 戦略」などにつき、首相官邸「IT 戦略本部」(<http://www.kantei.go.jp/jp/>

ユビキタス社会における「民主主義システム」(上出)

singi/it2/index.html (2003年10月5日アクセス))などを参照のこと。これらの政策において、いわゆる国際標準化をしようとしていることにも注意が必要である。松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日)第12章、「国境を越えるインターネットにどう対応すべきか」を参照のこと。

また、総務省「ユビキタスネットワーク技術の将来展望に関する調査研究会」における調査報告 (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/yubikitasu/ (2003年12月21日アクセス))などを参照のこと。

- 55) 地上波デジタル・テレビへの移行は、政策として行われ、またユーザはこれに従わざるを得ない。地上波デジタル放送につき、http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html (2003年12月21日アクセス)などを参照のこと。
- 56) 例えば、地上波デジタル放送の開始においては、これを可能とする周波数が割り当てられなければならない。また、アナログ放送が終了した場合には、周波数をどのように利用するかが改めて問題となる。総務省による「周波数の再編方針」(2003年10月10日発表) (http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/pdf/031010_4_b.pdf (2003年12月21日アクセス))を参照のこと。有線を用いたブロード・バンド化が進行しているが、次は無線であろうことは間違えなく、よって周波数の割り当て政策は今後の「ユビキタス社会」に大きな影響を与える。
- 57) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)。
- 58) 刑法の一部を改正する法律(平成13年法律第97号)。
- 59) 松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日)127ページ以下参照。
- 60) ハイテク犯罪とその取り締まりについては、警察庁「ハイテク犯罪対策」(<http://www.npa.go.jp/hightech/index.htm> (2003年10月5日アクセス))などを参照のこと。
- 61) レッシングは、ビジネスとの連携を強めていくとの見方を示している。Lessig, "Code" supra note 13 の邦訳の巻頭、「日本語版への序文」など。また、「自動車ナンバー自動読取りシステム」(通称 "N-System") と呼ばれる、車両位置確認のための装置が全国の主要幹線道路の所要所に設置されており、容疑者の追跡等に効果を上げているとされている。このシステムを用いれば、国民の移動を監視できるとも言われている。
- 62) 住民基本台帳ネットワークについては、総務省「Juki-Net」(<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daiyto/> 2003年10月5日アクセス)などを参照のこと。
- 63) 「e-Japan」につき、脚注54を参照のこと。
- 64) 情報をむやみに公開し、以下に触れるような情報の氾濫を起こすやり方は、情報公開の方法として好ましくないことは言うまでもない。
- 65) 国家は国家故に強大な影響力を持っていると考えられることから、精緻な議論が必要である。なお、「表現者としての国家」につき、蟻川恒正『政府と言論』(ジュリストNo.1244 (2003年5月1日, 15日合併号)91頁「特集 人権論の原理と新展開」)を参照のこと。

また、政府あるいは国家が、名乗らず一般ユーザとして現れることが可能であることにも注意しなければならない。

- 66) 表現の自由につき、「一般市民が表現者の地位に復権したあるいは復権する可能性があ

る」との認識とかかわり、企業もまた国家も「1ユーザ」として一般市民と対等な形で現れる、と考えて良いものか、あるいは諸論がそう捉えているかは明確ではない。「一般市民が表現者の地位に復権したあるいは復権する可能性がある」ということが強調されるが故に、国家、企業、一般市民などの相対的な位置づけは、明確にされていないのではないであろうか。松井茂紀『インターネットの憲法学』（岩波書店 2002年9月6日）38ページは、いわゆる「インターネット」が古典的メディアに対する表現の自由の法理自体の見直しを迫るとの文脈で、「インターネットを通して個人の表現の機会は拡大し、マス・メディアが情報流通のボトルネックとして機能した時代は終わろうとしている」としている。

67) レッシグも、「サイバースペース」の将来につき、ビジネスが大きな役割を果たすことを強調している。前掲注30参照。また、例えばいわゆるホーム・ページ上でアンケートを採るなどの場合、アクセスをし、意思表示を行おうとするユーザの中に、そもそも受動的なユーザが必要数含まれていない可能性が高いと思われる。Lessig, "Code" supra note 13 at pp41, 42. 邦訳73, 74ページ。

68) 2001年のものではあるが、内田齊（アライド・ブレインズ）「キーワード分析による発信者別WWWコンテンツ量の推計」（<http://www.a-brain.com/HP/rep/rep08/index.html>（2003年10月7日アクセス））のような試みもある。この時点で、日本の個人ホームページは、国内ページ総数の約3分の1、1,860万ページと推計されている。

また、いわゆる「インターネット」の匿名性及び情報伝達の内容中立の機械処理により、表現者やその表現を特定することは難しいし、これを行うわけにはいかないが、不可能ではない。たとえば、ほとんどの者がプロバイダと契約を行い、プロバイダが与えた、本人との同定を担保されたIDとIPを用いてアクセスしているからである。

69) 「ユビキタス社会」の諸装置上では、薄らぎつつあるが、いわゆる匿名性のおかげで「別人」になることが可能であるとされ、「自由に表現する」ことが可能ではないか、との見方もあるが、例えば個人を人格という観点から捉えた場合、やはり肉体と精神を全く分離したものと捉え、その上で現実の世界の「人格」と「ユビキタス社会」の諸装置の「人格」を全く別物として取り扱うには、抵抗がある。やはり未だ現実の世界の實在に依拠して「ユビキタス社会」の諸装置で活動を行っているのである限り、現実の世界の實在から完全に自由ではあり得ないと捉え、かなりの関連性を認めざるをえないと思われる。

また、ある主体が、別の顔を持って「ユビキタス社会」の諸装置に現れることはあるが、これも同様に考えることができるであろう。

なお、薄まりつつある匿名性については、Lessig, "Code" supra note 13 at p. 33-, 邦訳58ページ以下。プライバシーにつき、Lessig, "Code" supra note 13 at p. 142-, 邦訳255ページ以下参照。

70) ネットワーク上の情報については、やはりその技術的性格から、公開することが容易なことと同様、削除、更新することが容易である。従って一つの情報が常にそこにあるとは限らないことに留意しなければならない。また、個人が自ら単独で自由に情報を公開できるということは、情報の多様さをもたらすが、これまでのマス・メディアの寡占状況とは異なり、即ち組織としての表現という性格が無く、チェックが行われてからの表現ではなくなる可能性を示し、従って、ストレートで率直な表現となるというプラス面だけでなく、

チェックのない、従って信頼性に問題のある表現があふれ、しかもそれが信頼できるかどうかを確認する根拠となる情報さえ信頼性に問題があり、また情報が消えてしまう可能性があるというマイナス面をもきちんと評価しなければならない。

他方逆に、例えばデータの集積コストが技術の発展に伴い劇的に低くなることによって、例えば集積型 BBS における発言が、ユーザがそう意識しているかは別として、自動的に大量に集積されていく可能性があることも意識しなければならない。そしてこれらの集積データを BBS のようにある程度オープンな形にしている場合 Web ページ検索サービスにより検索をし探し出すことが可能であることも本来ならば発言者に意識されていなければならないはずであるが、現在一定のものを除き、そうは意識されていない様に思われることも、表現の自由との関わり、「民主主義システム」を支える情報と表現を考えるに当たっては十分に意識されなければならない。これもまたユーザの情報リテラシーあるいは能力の問題でもある。

なお、ここで言う「世界の図書館」は、Web 上の情報を指すものと思われる。

- 71) 前述のようにこれらが統合されていき、一つの画面へと集約されていく可能性も考慮されなければならない。一つの画面に、様々な「メディア」が混在して表示されることになるかもしれない。これは当初、家庭や職場など固定された装置と、持ち歩くための携帯端末 へと収束するように思われる。なお、このような状況においては、通常人が集中できる音声は、その視覚とは異なり、同時に判別することができるものが一つあるいは少数であることが、この問題を考える場合に一つの手がかりになるかもしれない。
- 72) 後述のバーロー (Barlow) などの主張もこれに当たるだろう。後掲注74参照。
- 73) Shenk "Data Smog", infra note 75 at p. 131. ティム・ストライカー (Tim Stryker) のプラン名称であるとされている。
- 74) John Perry Barlow, Declaration of the Independence Cyberspace, February 9, 1996, available at : http://www.eff.org/Publications/John_Perry_Barlow/barlow_0296.declaration (2003年12月23日アクセス)。
- 75) David Shenk, "Data Smog... surviving the information glut" (Revised and Updated) (HarperEdge, 1997)(以下, Shenk, "Data Smog" と記す), "contents" と "preface" の間のページに纏められている。
- 76) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 27. これが The First Law of Data Smog である。
- 77) Shenk, "Data Smog" supra note 75 のサブタイトルとなっている。
- 78) シェンクの対象としているのは、1997年のアメリカであり、ここにおいてはユビキタス・ネットワークング及びユビキタス・コンピューティングが概念として用いられているわけではないが、シェンクの説明するあるいは予想する状況は、まさにユビキタス・ネットワークング及びユビキタス・コンピューティングの始まりの状況である。従って現在はシェンクの記述を大きく上まわる状況である。
- 79) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at pp. 20-21 は、自らの経験を下に、加速される情報の増大と人の処理能力について述べる。
- 80) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at 65-. 1986年の自らの調査を持って当時の FCC 議長、

ジェームズ・キエロ (James Quello) を訪れた模様を描いている。また、p. 67 では、Eric Smith による有権者における同様の結果を引いている。また、その p. 75 から教育現場における教員や教科書による情報量制御を破壊するコンピュータの侵入に疑問を呈している。

- 81) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 36.
- 82) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 19-. 例えば、スパムのより分けによるストレスや時間の浪費が例に挙げられている。
- 83) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 156 など。See also infra note 84.
- 84) 岡村黎明『テレビの明日』(岩波新書1993年5月20日)37から39ページは、1991年の湾岸戦争におけるテレビ報道に関わり、大量の情報伝達は一見オープンに流れているようで、満たされているように錯覚するが、その情報の影にある真実の情報を覆い隠す。現在の情報戦は情報のシャット・アウトでなく、積極的に流すことによって情報を管理する手法があることを指摘する。そして情報に対する欲求の強いときに比べ、人間は、「情報操作、情報管理に対する抵抗は弱い、ともいえる。」(39ページ)としている。
情報の「個人化」につき後掲注185を参照のこと。
- 85) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 156. 又、Ronald Reagan が作り上げた、“welfare queen” をあげ、その政策への影響を示す。Ibid., at 157.
- 86) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 155. シェンクは、環境問題の象徴とされる、Chief Seattle の President Pierce への手紙は、フィクションであるが、信じられており、事実は力を持っていないとする。
- 87) Shenk, "Data Smog" supra note 75, p. 159.
- 88) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 162. 更に悪いことには、このようにいったん浸透してしまった「apocryphal」は、結局のところ覆すことが難しい。
- 89) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 101-.
- 90) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 104. 元映画俳優である Ronald Reagan 元大統領のメディア戦略は有名である。また、松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店2002年9月6日)317ページ参照。
- 91) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 133, p. 137. The Ninth Law of Data Smog は、「電子公会堂は、迅速なコミュニケーションと粗野な意思決定を可能とする(“The electronic town hall allows for speedy communication and bad decision-making”)とされている。松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日)333ページ以下も、対話の可能性の問題を指摘する。
- 92) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 132.
- 93) 表現や情報伝達への障害となる壁が低くなったことにより、広報という限られたページに収まらない情報までも提供されつつある。個人や企業においても同様である。このことは、後にも触れるが、情報量の増加という論じているような積極・消極面があるだけでなく、その質において、その壁の低さ・薄さから来る問題性があることに留意しなければならない。
- 94) 検索ページの中には、ディレクトリ・サービスと呼ばれるカテゴリ別に整理を行っているページがある。このような検索ページでは、Web ページはそのカテゴリ階層により、

階層化されて登録されており、メジャーなサイトを見つけることは比較的容易である。ここにおいて、表現へのリンクがあるカテゴリにより階層がされる場合の平等性あるいは影響力、有効性については検討が必要である。

- 95) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 133.
- 96) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 133.
- 97) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 135-. 136ページでは、1992年、Bill Clinton の用いた世論調査に基づいた政策設定や、1994年の共和党のそれを示す。特に前者においては、「geodemographic」な分断された政策を用い、相手が変われば言うことを変えたとしている。
- 98) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 137.
- 99) Shenk, "Data Smog" supra note 75, at p. 137.
- 100) Cass R. Sunstein, "Democracy and the Problem of Free Speech" (The Free Press, 1993). (以下、Sunstein, "Free Speech" と記す)。なお、サンスティンのモデル紹介は、福島力洋「インターネットと表現の自由」(阪大法学第48巻第4号(1998年10月))、64ページ以下。
- 101) Cass R. Sunstein, "Designing Democracy... What Constitutions Do" (Oxford University Press 2001)(以下、Sunstein, "Democracy" と記す)。紹介は、考忠延夫他『民主主義の設計 憲法は何をなすのか(2001年)』(1)(2完)関西大学「法学論集」第52巻第3号(2002年12月)471ページ以下、第52巻第6号(2003年3月)460ページ以下。
- 102) Sunstein, "Free Speech" supra notes 100, at xviii- (Introduction).
- 103) Ibid., at xvii (Introduction)。なお、サンスティンは、1995年版で、新たに Afterward を加え、Turner 事件 (Turner Broadcasting System v. the Federal Communications Commission, 114 S. Ct. 2445 (1994)) を3番目のモデルとして検討している。
- 104) たとえば、松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日)336ページ以下。また、例えば、Lessig, "code" at p. 180, 邦訳『コード』326ページ。ただし、Lessig は、モデルの採用に否定的である。又、サンスティン自体は、インターネットは民主主義にとってトータルとして善であるとしている。後掲脚注185、特に、日本語版への序文参照。
- 105) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. xvi (Introduction).
- 106) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. xviii (Introduction).
- 107) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. xviii (Introduction).
- 108) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. xix (Introduction).
- 109) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. 17-. これは、「思想の自由市場」論に代表されるような、政府からの自由を強調する立場とは、明らかに異なっている。レッシングによる政府干渉の積極的要請に繋がるものがある。
- 110) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at pp. 241-243-
- 111) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. 242。「熟考」には、単なる「総計」を越えて、個々の要素の質的変容が含まれていると捉えて良いであろう。
- 112) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. 242。ここでは、代表者への指示の権利 ("right to instruct" their representatives) が、権利章典の一部としては、拒絶されたと

う指摘に注意しなければならない。

- 113) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at pp. 243-245. そしてこのような熟考のシステムの中では、反対する場合にも理由が必要となる (p. 247)。
- 114) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. 245.
- 115) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at pp. 20-21. これが、受け入れられないパターナリスティックであるかも知れないが、熟考の民主主義との関係が続いて示されている。シェンクによる「anecdote」の説示も参照のこと (David Shenk, "Data Smog... surviving the information glut" (Revised and Updated) (HarperEdge, 1997) p. 157 など)。
- 116) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. 21. Sunstein, "Democracy" supra note 101, at p. 7 (Introduction), 紹介478ページ。
- 117) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. 21.
- 118) Sunstein, "Free Speech" supra note 100, at p. 276.
- 119) Lessig, "The Future of Ideas" supra note 13, at p. 180. 邦訳326ページ。しかし、レッシグのいわゆる「インターネット」当初の自由を復権させよとの主張も、時間的な格差があるにせよ、似たところがあるように思われる。いわゆる「インターネット」の中核となる「法」=「コード」を当初創造した者達は、やはり現在の状況を創造さえできなかったであろう。その後積み上げられ普及した機能(レイヤー)は、レッシグも認めるように、取り除かれることは難しいであろう。ここでは、いずれの場合も、「システム」の望ましい発展のために、現状を認識しつつ失われていく諸価値を明らかにし、よって警鐘を鳴らすことが重要であるように思われる。
- 120) Sunstein, "Democracy" supra note 101, at p. 7 (Introduction), 紹介478ページ。
- 121) Sunstein, "Democracy" supra note 101, at p. 6 (Introduction), 紹介478ページ。
- 122) Ibid.
- 123) Sunstein, "Democracy" supra note 101, at p. 15, 紹介479ページ。
- 124) Sunstein, "Democracy" supra note 101, at p. 19-, 紹介479ページ。
- 125) Sunstein, "Democracy" supra note 101, at p. 21-, 紹介480ページ。
- 126) Sunstein, "Democracy" supra note 101, at p. 23, 紹介480ページ。
- 127) Sunstein, "Democracy" supra note 101, at p. 23-, 紹介480ページ。
- 128) 例えば、「公共圏」を巡る議論にこれらの危惧を見ることができる。佐々木毅, 金泰昌編『公共哲学』(東京大学出版会, 2002年7月15日)など参照のこと。なお、「サイバースペース」として意識されたものの公共空間性については、第11章, 曽根泰教『情報社会と公共性.....サイバースペースは「公共空間」たりうるか』を参照のこと。
- 129) メーリング・リスト, E-Mail など, 特定者当ての通信的なよそを持つもの以外では、膨大な Web ページの「海」の中に表現が投げ込まれるのであり、あくまでもこの表現・情報が、「誰かに受け取られる」可能性があるだけである。情報の氾濫については、第3章第2節(1)「情報の氾濫とメディアの氾濫」を参照のこと。ただし、サーチ・エンジンなどの階層に関わり、前掲脚注94参照のこと。ディレクトリ・サービスなど Web ページを(従って、表現を)階層化・順位化しているページにおいては、階層の高いところに位置している、あるいはリストの上位に位置しているものは、アクセスをしてもらえる。従っ

て、表現が受領される可能性が高いと思われる。ここにおいて、特に実社会での知名度や、ネット上の知名度が関わるのかも含め、サーチ・エンジン等のサービスにおける登録、階層化、順位化は、表現を抹消するのではなく、ユーザの表現への到達可能性を変更することによる新しいフィルタリング、場合によっては表現の有効性を失わせる「表現の自由」、「情報伝達の自由」への「制限」となる可能性には、これらのサービスが通常私企業により運営されていることも関わり、十分注意を払わなければならない。後述第4章第2節「New Middleman の登場」を参照のこと。

- 130) 勿論プライバシーなど、「ユビキタス社会」の装置のみならず諸問題は、早急に検討しなければならない。

「ユビキタス社会」の装置が発達していけば、特に無線サービスが進展すれば、どこでも通信を行うことができる。

- 131) 第3章第3節「サンスティンの Madisonian モデル」以下参照。サンスティンは、“Democracy” supra note 101, at p. 35-, 紹介482ページ以下で、マス・メディア及びいわゆる「インターネット」が分極をもたらす危険性があり、特に「インターネット」では、そのフィルター機能により自らの好みの情報だけを得ることができる故に、分極化、極端化を生みやすいとする。そしてここから、人々を多様な観点にさらすべきとする本来公平原則が目指していたものを、コミュニケーション・イニシアティブを考慮に入れ追求すべきとする。p. 36, 紹介482ページ。
- 132) David Shenk, “Data Smog... surviving the information glut” (Revised and Updated) (HarperEdge, 1997) p. 124-.
- 133) Benedict Anderson “Imagined Communities... Reflection on the Origin and Spread of Nationalism” (Verso, 1983,1991 (Revised Edition)), ベネディクト アンダーソン著, 白石さや・白石隆訳『増補 創造の共同体.....ナショナリズムの起源と流行』(NTT 出版, 1997年)は、国民という想像の共同体の誕生に、小説と新聞という二つの想像の様式をあげ、これらが、想像の共同体の性質を「再提示 (re-presenting)」する技術的手段を提供したとしている。at pp. 24-25. 邦訳50ページ。本稿では、拡張をしている。なお、その国民という「想像の共同体」形成過程考察では、言語変遷が大きな役割を果たしていると考えられている。
- 134) 西垣通『IT 革命 ネット社会のゆくえ』(岩波新書, 2001年5月18日), 16ページから。
- 135) 従って, “Democracy and the Problem of Free Speech” におけるサンスティンの考察も, 放送メディアを特に対象にしているとも言えるのではないだろうか。Sunstein, “Free Speech” supra note 100, at p. 53-. なお, supra note 131 参照。サンスティンは, マス・メディアも分極をもたらす危険性があるとする。
- 136) 第3章第2節「情報の氾濫と民主主義システム」など参照のこと。
- 137) 勿論現在においては, 程度の差さえあれ, 「ユビキタス社会」のメディアが全くの自由でないと考えられている。シャピロやレッシグはその急先鋒と言える。
- 138) このこと自体が負の評価を受けるのではなく, 没入が過度に進み社会性を失うことが問題なのである。特に, このある種ミクロな世界への没入は, 時にその他の情報やメディアを完全に閉め出してしまう可能性があることに注意しなければならない。情報の「個人

化」につき後掲注185参照。

- 139) レッシグが言うように、そこで人格、生活、交友関係を作り上げ、ひいては「コミュニティ」に確固たる地位を築き上げたならば、「引越す」ことは困難になるとも言える。いわゆる「インターネット」上に作りあげられたコミュニティでは、その「財産」(その地位や生活或いはそれを具現する何か)を持って移動することは難しいかも知れない。Lessig, "Code" supra note 13 at p. 202, 邦訳367ページ。同時に同定のアーキテクチャが人々を縛りつつあることをも示す。Lessig, "Code" supra note 13 at pp. 34, 54, 邦訳60ページから及び96ページから。
- 140) 「ユビキタス社会」にあふれる豊富なコンテンツは、時に、彼あるいは彼女を没入させていくかも知れない。そして彼あるいは彼女は、その生活の大部分を「そこで過ごす」かも知れない。この場合、流動性が薄れるかもしれないが、それを越えるものではないだろう。即ち、そのコンテンツの多様さがもたらす純粋性(あるいは偏狭性)は、彼あるいは彼女の好みに全く合致するかも知れないが、同時に、そのコミュニティ内では多様性は失われ、現実の世界でよく見られるような不純、即ち重畳的多様性(様々な背景を持ち、様々な価値観を持ち、他の様々なコミュニティとの関わりを引きずりながら、人々が現れ活動し、互いに影響を与え合う。)が、他のコミュニティー等への外部性(他のコミュニティーとの関わり)を失わせるであろう。そしてコミュニティ内での価値観などが固定化され、停滞してしまうであろう。このような閉鎖的、没入的なコミュニティは、多様性や相関、他者尊重を基礎とする現在の民主制とは相容れないようにも思われる。脚注139も参照のこと。
- 141) 「身体性」という問題として、取り上げられる。脚注35を参照のこと。人の活動を、生活、換言すれば生命活動と、精神活動に分類するならば、前者はもちろん物理的世界にありながら、後者は「ユビキタス社会」の諸装置の提供するサービスへ没入していくことで「サイバースペース」として意識された「世界」へと移っていくことを意味しているようにも思われるが、論じてきたように、生命活動の根拠地と、諸装置が物理的世界の道具化がますます進む中では、「ユビキタス社会」の諸装置をメディアとして見、これらを用いた精神活動も、「身体」的存在に規定された活動であると見ざるを得ない。
- 142) 西垣通『IT革命 ネット社会のゆくえ』(岩波新書, 2001年5月18日), 114ページから。Robin Dunbar "Grooming, Gossip and the Evolution of Language", Farber and Farber, 1996. ロビン・ダンバー著、松浦俊輔・服部清美訳『言葉の起源』(青土社, 1998年)。人の情報処理能力とも言える。第3章第2節(1)「情報の氾濫とメディアの氾濫」を参照のこと。
- 143) コミュニティという場合、情報を共有しているだけではなく、その一体性を担保する何らかの要素が必要なはずである。
- 144) これに対し、シェンクの主張する「anecdote」の説示のように、あふれる多様性の中でさえも、ある一定の方向に多数が誘導される可能性があることには留意しなければならない。またシステムとして、国民全員に強制的に配送さえるメール・ニュース(しかもそれは、デュープロセス、特に告知を担保する為に、開封通知システムでチェックされるかもしれない。)を送付することが許されるのか、配送が可能であったとしても、どのような内容が許されるのか、またその量をも含め、有効なコミュニティ確保の手段化などが、

様々な角度から検討されなければならない。

- 145) 第3章第3節(2)「Madisonian モデルと情報」を参照のこと。
- 146) 第3章第2節(1)「情報の氾濫とメディアの氾濫」を参照のこと。
- 147) アンダーソンがその「想像の共同体」で示したように、メディアは、コモンを想像する。即ち、均一化をはかる仕組みともなりうる。或いは本来、そうである。実際には、全くの均一化はあまりなさそうに思われるが、表面的な見方や、好み、自己本位、利己主義的な均質化が行われる可能性は十分にある。シェンクが「Data Smog」で表した、価値観を含めてのデータの氾濫は、選択肢の氾濫でもあり、「Madisonian モデル」の目指した熟考は、妨げられる可能性が高い。いずれの場合にも、「民主主義システム」に対する危機となりかねない。
- 148) 第4章第1節(1)「ツールのもたらす多様性」及び、脚注133参照のこと。
- 149) シェンクは、ジャーナリズムを同様のもの、情報のフィルター且つ提供者として捉えている。David Shenk, "Data Smog... surviving the information glut" (Revised and Updated) (HarperEdge, 1997) at p. 163-. また、長谷部泰男『テレビの憲法理論』(弘文社, 1992年) 94ページなども類似した捉え方をしている。
- 150) 情報選択動機については、「ニーズ」と言う曖昧な語を使っておく。マス・メディア、特にプレスについては、単なる需要だけでなく、そのジャーナリストとしての選択動機が大きく関わっている、あるいはそのはずである。
- 151) 第4の権力につき、とりあえず Lucas A. Powe, Jr. "The Fourth Estate and the Constitution Freedom of the Press in America" (University of California Press, 1991) at p. 260- 参照のこと。
- 152) 例えば、松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日) 15ページ以下参照。
- 153) 「引きこもり」のような問題に対する療法にもなりうることもある。
- 154) 総務省情報通信政策研究所 (IIPC: <http://www.soumu.go.jp/iicp/>) の研究報告、橋元良明「インターネット利用が他の生活時間に及ぼす影響」(http://www.soumu.go.jp/iicp/pdf/200306_4.pdf (2003年12月21日アクセス)) によると、2000年および2001年の調査に基づくものではあるが、いわゆる「インターネット」の利用は、テレビの視聴時間にさほど影響を与えたといえない、としている。ただし、ここにおいてもブロードバンド先進国の韓国テレビ視聴時間が、1997年から2000年にかけて大幅に減少したこともあげながら、文化の違いはあるが、今後は何らかの影響があるものとされている。また、この時点では、自宅での「インターネット」利用が、フルタイム従事者、高学歴、高年収者が多く、もともとテレビ視聴時間が短い層であるとの指摘も、デジタル・ディバイドや熟考の民主主義、コミュニティを考える上で重要である。
- 155) 社団法人「日本新聞協会」(<http://www.pressnet.or.jp/> (2004年1月4日アクセス)) の統計によれば、一世帯あたりの新聞発行部数は1992年の1.22部に対し、2002年は1.09部へと漸次的に減少しているが、それでも1部を割っていない (<http://www.pressnet.or.jp/data/01cirsetai.htm> (2004年1月4日アクセス))。なお、地域により格差がある (<http://www.pressnet.or.jp/data/01cirken.htm> (2004年1月4日アクセス))。

また、新聞協会広告委員会による「2001年全国メディア接触・評価調査」の主要媒体への接触調査では、インターネットは51.3%の人が見ているのに対して、新聞は94.1%が読み、テレビは99.6%が視聴している。

なお、人々の趣向あるいは求めている情報については、地方紙の動向が参考になるかもしれない。

- 156) TVがパーソナル・コンピュータと統合された場合、TVがディスプレイ上のコンテンツとして取り込まれたと考えて良いかもしれない。デジタル・ディバイドの問題が示すように、あるいは日本における、携帯文化の発展のように、単純化された、気軽に使えるメディアは、十分に生き残る可能性はある。たとえば、旧来のTVは、ウィルスに感染せず、ボタンの少ないリモコンで操ることができることは、有利な点かもしれない。しかしながら地上波デジタル放送後のデジタルTVを見る限りTVも多機能化している。現在においては、TV及びパーソナル・コンピュータ双方から近づきつつある。
- 157) 無線LANなどの技術や携帯電話などはこれを代表する。
- 158) 第3章第2節(2)「情報操作」における「anecdote」の説示を参照のこと。
- 159) 西垣通『IT革命 ネット社会のゆくえ』(岩波新書 2001年5月18日)48ページ。シャピロは、既にこれを“Symposium Article: Digital Middlemen and the Architecture of Electronic Commerce”(24 Ohio N. U. L. Rev. 795 (1998))で指摘している。
- 160) 例えば、yahoo. auto, amazon. com, yahoo オークション、楽天などがこれらに当たる。
- 161) これには、クレジットあるいは決済システムというものだけでなく、実は郵送や宅配システムという、物理世界のサービスが整備されたことが不可欠な成立要件であることを忘れてはならない。
- 162) メーリング・リストの配送は、通常予め希望をし登録を行った者に行われるため、端緒は受動的であるとも言える。また、配信の停止も、登録の削除という積極的行為を必要とする。
- 163) Sunstein, “Free Speech” supra note 100, at p. 21. 松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日)336, 340ページも参照のこと。
- 164) 場合によっては、全くの平等ではなく、リーダーの居る秩序だったコミュニケーションが必要であることは忘れてはならない。
- 165) Sunstein, “Free Speech” supra note 100, at p. 245.
- 166) 東京地判1997年5月26日判例時報1610号22ページ。そのほかの事件も含め、松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日)219ページ以下を参照のこと。
- 167) 反論権については、サンケイ新聞意見広告事件(最判1987年4月24日:民集41巻3号490頁), 石村善治編『現代マスコミ法入門』(法律文化社 1993年1月25日)198ページ以下を参照のこと。
- 168) 第3章第2節(2)「情報操作」を参照のこと。
- 169) 20「02年大統領選挙で新聞やテレビがネットの発言などを積極的に取り上げることでより、選挙への関心が高まった。ネット利用者は、マスメディアの報道と合わせることで自分自身の考えを深めていった」とされている。朝日新聞2003年10月5日朝刊「ネットとジャーナリズム 学習院大教授・遠藤薫さんに聞く」。

ユビキタス社会における「民主主義システム」(上出)

- 170) 2002年末のいわゆる「インターネット」利用者(パソコン, 携帯電話・PHS・携帯情報端末, ゲーム機・TV機器等のうち, 1つ以上の機器から利用している者が対象。6歳以上が対象)は「平成15年版 情報通信白書」,(出典)総務省「通信利用動向調査」(2001年末時点で世界の「インターネット」人口は約5億7,586万人。2003年末には約11億人に達する見込み。「インターネット白書2002」財団法人インターネット協会監修, 2002年7月5日, 株式会社インプレス)。
- 171) 総務省「IT時代の選挙運動に関する研究会」及びその報告につき, http://www.soumu.go.jp/singi/it_senkyo.html (2003年12月21日アクセス)を参照のこと。
- 172) 岡村黎明『テレビの明日』(岩波新書 1993年5月20日)67ページ以下は, テレビについて新聞を模範として出発したことを示している。
- 173) これは, 単に可能性が有るだけであり, 効果的なコミュニケーションとして成り立つことが保証されているわけでないことはいうまでもない。
- 174) デジタルTVなどを想起すればよい。
- 175) 石村善治編『現代マスコミ法入門』(法律文化社 1993年1月25日)188ページ以下参照。
- 176) 「OhMyNews」でも, 全ての投稿が記事となるわけではなく, 裏づけ取材がなされ, また重要な論点については追跡取材が行われるということである。裏づけ取材のない, チェック機能のないダイレクトな「市民の表現」を超えた, 組織化した新しい New Middleman としての一つの形態と言えるかもしれない。
- 177) Lessig, “Code” supra note 13 at pp. 100-101, 邦訳180~183ページ, Lessig, “The Future of Ideas” supra note 13 at p. 23-, 邦訳45ページ以下。なお, 第1章(4)「ユビキタス社会」を支える技術と技術依存性」を参照のこと。
- 178) ここには, 技術及びインフラストラクチャーの整備という要因も絡む。
- 179) マス・メディアによるサイトやポータル・サイトでは, 最下層及び中階層の過程を組織内で経ていると考えることができるであろう。
- 180) これは, 「民主主義システム」において, 常に意識されている, あるいは意識されるべき問題である。
- 181) ここで, 勿論このような機能を果たすのは, New Middleman だけではないかもしれない。自然発生的に, あるいは自然にその「情報」や「表現」の「力」によって, 階層を上る「情報」や「表現」も多いはずである。ただここで, 注意すべきは, これらの「自力による上昇」は, かなりの時間を要すると思われるのに対して, New Middleman による「引き上げ」は, 瞬時に効率よく行われるということである。
- 182) 批判こそが, Near 事件 (Near v. State of Minnesota, 283 U. S. 697), Sullivan 事件 (New York Times Company v. Sullivan, 376 U. S. 254), Pentagon Papers 事件 (United States v. New York Times Company, 328 F. Supp. 324, United States v. New York Times Company 444 F. 2d. 544, New York Times Company v. United States, 403 U. S. 713) の諸判決を通して保護されてきた「プレス」の機能であると言える。
- 183) 前掲脚注169参照。
- 184) 他方で, 様々なページへのリンクを張ることにより, いわばサイド・ウォークを作り, 議論を多角的に, 様々な広がりを持たせたものとしようとする主張がある。松井茂紀『イ

ンターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日)334ページ以下参照。

- 185) いわゆる「インターネット」に代表される諸技術によりもたらされる個人が好みによって得られる情報を全てコントロールできるという「デイリー・ミー (Daily Me)」の問題性を民主主義の観点から主張した著書“ Republic.com ”(Princeton Univ Press (2001年1月29日))あるいは特にその日本版、石川幸憲『インターネットは民主主義の敵か (Republic.com)』の序文においてその着想元を明らかにして特に強調している。原著 p. 10, 日本版6ページ以下及び29ページ以下。都市の「歩道での出会い」をモチーフにしているとされている。
- 186) 脚注7, 日本版16ページなど。また、松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店 2002年9月6日)334ページ以下参照。
- 187) Lessig, “Code” supra note at p. 177-, 邦訳320頁以下など。
- 188) 岡村黎明『テレビの明日』(岩波新書1993年5月20日)68ページ以下(特に71ページ以下)は、テレビがジャーナリズム全体を変化させていることを述べる。